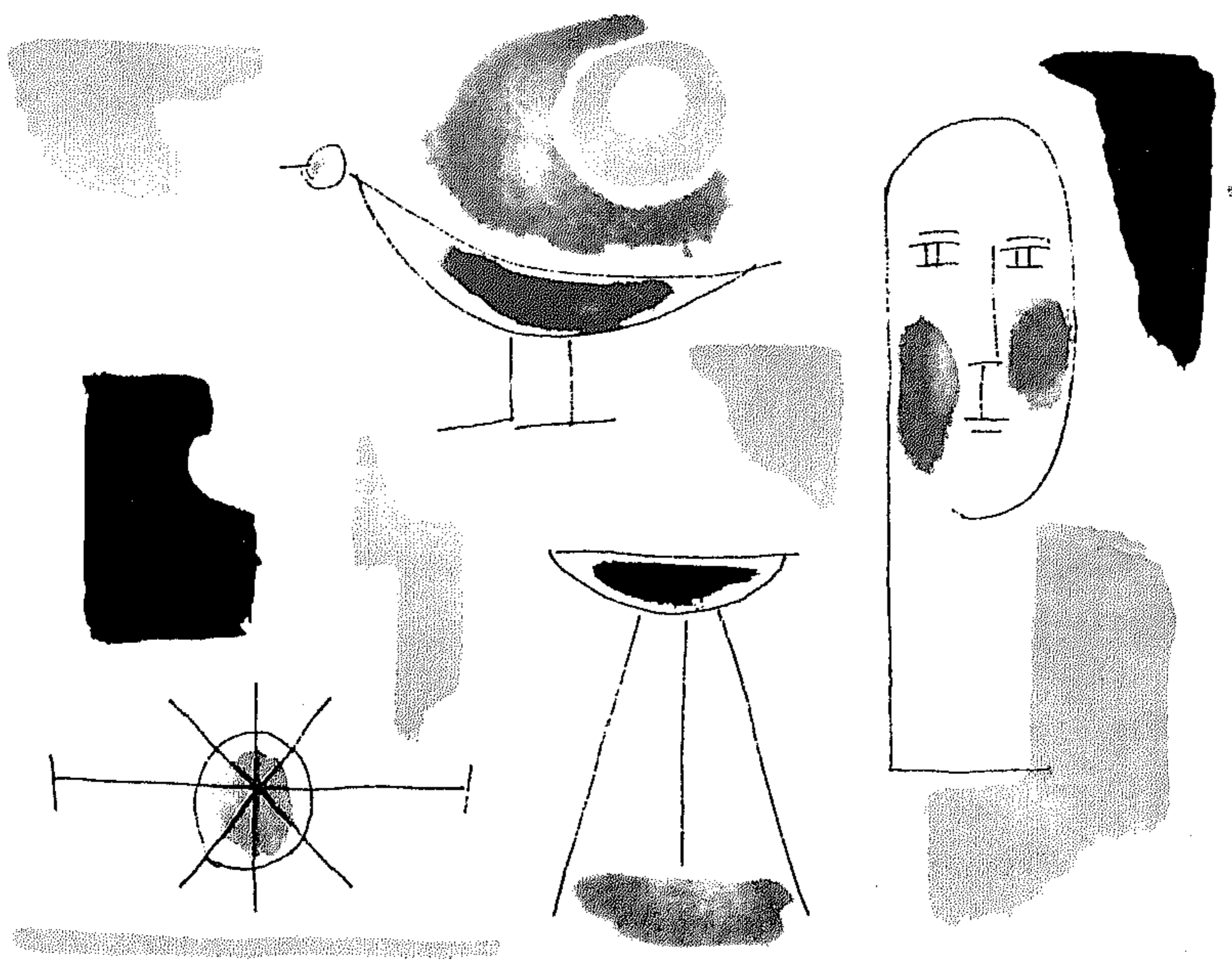


婦人 少年と



5
1960

- ◆第12回婦人週間報告
- ◆年少労働者福祉員の現況

婦人少年協会

第九回 働く少年少女の生活文募集

働く少年少女のみなさん!
今年も次の規定によって生活文を募集します。
すすんで応募してください。

規定

一、内容

働く生活には、いろいろな出来ごとや、よろこび、苦しみなどがあることでしょう。その中で、特に今回は職場や、職場以外の人とのつながりについて注目してみましよう。そして、次の課題の中から一つを選び、これを中心に、みなさんが日ごろどのようにしているか、どんなことを考え、希望するか、ありのままに書いてください。よい考えは広く発表し、つらいことはみんなで解決していきましょう。

作品は未発表の自作に限ります。
原稿のはじめに選んだ課題をはっきり書いてください。

課題

- 1 みんなが、仲良く働いていくために——
こんなことをしよう、こんなことをしてほしい
- 2 わたくしの友だち、仲間(またはグループ、サークル)について——
それをもっとよいものにするにはどうしたらよいか
- 3 わたくしの働く生活から

二、原稿の長さ

四〇〇字詰原稿用紙 五枚以内

三、応募資格

十八才未満(昭和十七年四月一日以降に生まれた方)で、働いている方ならどなたでも応募できます。

四、応募方法

原稿のはじめに次のことをはっきり書いてください。
イ 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所
ロ 自分のしている仕事の種類
ハ 勤務先の名称、所在地、産業の種類
(但し、家業の手伝いをしてる方は、この項不要)
ニ 匿名を希望するか、しないか
ホ 生活文の募集を何で知ったか(新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ビラ、事業所、友人、その他)

五、締切

昭和三十五年六月十日

六、選者

家庭裁判所調停委員 大浜 英子
東京都立大学教授 磯村 英一
評 論 家 松田 ふみ子
日本放送協会教育局長 浅沼 博
労働省婦人少年局長 谷野 せつ

七、賞

入賞者六十名に対し、労働大臣賞及び副賞を贈ります。

八、入賞発表

昭和三十五年十月に直接入賞者あて通知するほか、新聞、ラジオ等で発表します。

九、送り先

各都道府県の婦人少年室あてに送付して下さい。

十、その他

イ 応募原稿はお返しいたしません。
ロ 入賞作品の版權は労働省に属します。

主 催 労働省

後 援 日本新聞協会
日本放送協会
日本民間放送連盟



婦人と年少者 八巻五号 目次

福祉員制度に望む……………五島貞次 8
児童福祉週間におもむ……………伊部英男 4

婦人週間報告のベテラン

生活時間と民法について……………中川善之助 6

生活時間の自主的な設計のために

第八回全国婦人会議概況……………奥紀伊子 15

全国婦人会議を傍聴して……………奥紀伊子 15

各地の婦人週間

北海道……………16 新潟……………17 山梨……………18
大阪……………19 愛媛……………20

年少労働風土記④栃木県

有難くない里親県……………須田み江 22

一つのころみ—商店主婦の婦人学級……………高崎節子 24

資料(室)

年少労働者福祉員その後

求人難と職業訓練(アメリカの二、三の例)……………25

労組婦人のベテラン(総評・全労の婦人月間)……………26

婦人界のうごき……………27

働く婦人の知っておきたい法律問題④……………28

第八回全国婦人会議応募者の状況……………29

戦後における婦人問題文献目録(26)……………30

女子の就業数と完全失業率……………31

業者数・平均現金給与額……………32

◆ILOの三十門の適用専門会々年少者条約の適用状況を調査……………27

◆働く少年の生活文募集……………表紙8

◆婦人少年局ニュース……………表紙8

表紙……………富山 妙子 扉 カット……………塚谷 政義



福祉員制度に望む

五島貞次

ことしも、中学や高校を出た、たくさんの青少年少女たちが、進学を打切って職場についた。夜間高校や大学にかよったり、通信教育を受けるものも少なくないだろうが、いずれにしても学校とは全く様相のちがった職場が、彼らの生活の中心になることに変わりはないだろう。くりかえすようだが、こういう年少労働者の福祉について、職場の責任者や先輩たちは、このさい改めて真剣に考えてもらいたいものだ。

労働省婦人少年局でいま進めている年少労働者の福祉員制度は、一般にはまだほとんど知られていないが、もっと活用すれば、相当期待していい制度だと思う。福祉員というのは、昨年からはじめたもので、商業協同組合のような中小企業団体が、業者のなかから、若い労働者の福祉に関心と理解をもつ人を選んで指名する。そして年少労働者の保健衛生、生活や心配ことの相談、余暇の利用、教養や教育のこと、労働条件の改善や人間関係の調整などについて、その組合に属している業者たちを助ける。保護司のように、非常勤の国家公務員といった公的な

身分を持っていない。民生委員のように、手当をもらわずに働いておられる。きわめて自由な、ボランティアの性格をおびている。それでいて民間営利企業の経営者という、新しいタイプの、いわばハイオブリック的存在といえよう。大臣や知事が任命したり、委嘱するのではなく、民間団体が選んだ人に、労働大臣が勸奨状というのを交付するだけである。政府からの援助といえ、講習会と連絡打合せの費用を、新年度予算ではじめてまかなうことになった程度だ。こゝろみると、なまぬるいようだが、なかなか妙味のある制度だと思う。忍耐強く、少しづつでも着実に成果をあげさせるようにしたい。

そこで、第一に望みたいのは、関係当局が広報活動をもっと活発にして、商業協同組合などにもれなく知らせるとともに、福祉員を適切に指導してほしい、ということである。業者団体のなかには、まだこの制度を知らないところもあるようだ。知っていても関心がなかったり、冷淡なところもある。福祉員でありながら、いったい何をしたいか、何から手を着けていい

のか戸まどいしている人もいるという。どんな制度でも、一般に広く知らせるのは容易なことではない。まして、いろんな制度が、アタマの痛くなるほど複雑に錯綜し、何々委員という肩書きの種類だけでも、見当のつかぬほどたくさんある現状である。それらがみんな自分の存在価値を主張し、宣伝にシノギを削っているのだから、できてから二年をこえて、まだ知らないものがあるのは、当然のことといっているかも知れない。ことに封建色の強い中小企業のことだ。年少労働者の福祉という理念を吹きこむだけでも、なみたいていの努力ではあるまい。

だが、中小企業者たちが、いつまでも旧態依然とした考えかたや慣習にとらわれていたら、若い学校卒業生たちに、ソッポを向かれるだろう。もちろん、若い人たちのなかには、あきれほどわがままで、自分の義務や責任はタナにあげて、勝手な注文ばかりつけるものもいるが、それは論外として、新しい教養と人権意識を身に着けたものは、職場の条件や環境に、きわめて鋭い批判の目をもってきている。これは

げっしてまちがったこととはいえない。そういう学卒者に相手にされなくなったら、商売の繁栄も望めなくなる。若い人材を確保できるかどうか、彼らが意欲をもって仕事に打込むようになってきたのである。私は、関係当局に、こういう点を、意識のおくれた中小企業団体に、十分説得してもらいたいと思う。

宣伝も啓蒙も大いにやりたい。説得にも力を入れたい。だが、やろうと思っても人手が足りなくて、どうしようもないという。婦人少年局の直接の手足といえば、全国の都道府県に一所ずつある婦人少年室だけである。たしかに、この室の陣容はおそまつだ。小さい所はたった四名、いちばん大きい所でも七名程度である。数多い中小企業を相手に、これだけの人手でやるのは、ムリというものだ。だが、婦人少年室の職員が少なくても、やりかたによっては、宣伝啓蒙、普及活動にもっと効果をあげることが不可能ではない。たとえば、婦人少年室協働員がいる。これなどは、室の協力者として、当然福祉員の普及に側面から援助してもらわなければならない。

職業補導を行なうをうである。たいへん結構な趣旨だが、それだけの熱意をもっているなら、福祉員の普及にも、都道府県の労働当局が協力してもいいわけである。

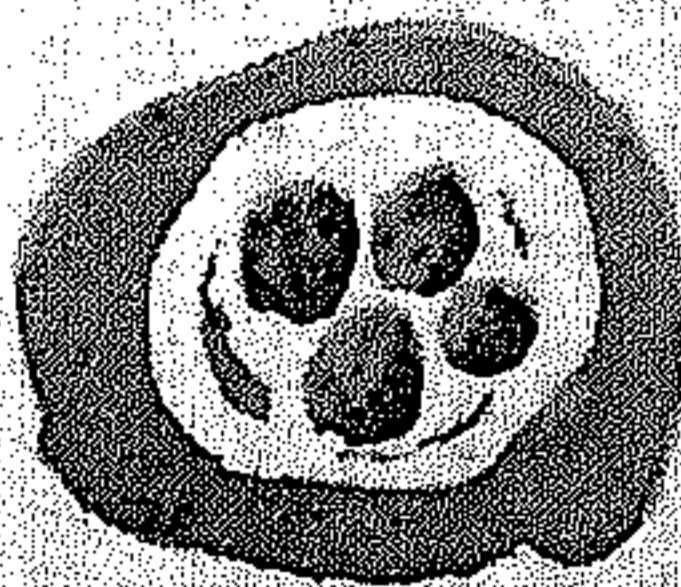
第二に望みたいのは、福祉員が積極的に労務管理・人間関係・精神衛生・社会保険・保健衛生などの問題を研究してほしい、ということである。それには、関係当局が、講習会を開いて、それらの問題について福祉員を再教育しなければならぬことはいうまでもない。いったい何をしたらいいのか、何から手を着けたらいいのかもわからない福祉員さえいるくらいだから、そういう講習会・研修会の必要なことはもちろんである。だが、年少労働者の福祉向上は、あくまで業者自体の問題なのである。福祉員が自主的に取組み、研究しなければならぬと思う。

第四に望みたいのは、福祉員に適切な人材を選んでほしい、ということである。この制度が活用されるか、有名無実なものとなってしまうか、それとも悪用されるかは、福祉員に人を得るかどうかで決まる。公式の肩書きもなく、権力もなく、全く自由な立場で活動できるだけに、人物のいかんが決定的にモノをいう。年齢はかならずしもこだわる必要はなからう。若くても、年少労働者の福祉に冷淡な人は適当ではないし、かけひきだけのうまい、小型の政略家タイプはごめんこおむりたいたいものだ。相当な年齢の人でも、年少労働者の福祉に熱意をもち、脳細胞の若々しい、純粋で意欲のある人なら、福祉員として大いに望みをかけてよからう。

第三に望みたいのは、福祉員は公的な身分を要求したり、手当を望んではならないし、当局もいまい上に補助のワケをひろげるようなことはしないほうがいい、ということである。福祉員は公務員の代理ではない。公務員の命令を受けて仕事をやるのではない。年少労働者の福祉のため、結局は中小企業の繁栄のために仕事をしているのである。大臣から辞命をもらって光栄に思ったり、国費でバッジをつくってもらって満足するようでは困る。官庁の予算をあてにするような他力本願ではいけない。企業家のたくましい自主的な精神を失ってはならないと思う。

福祉員が、民生委員や保護司を他の役職を兼ねていても差支えあるまい。かえって、いろいろ問題の連絡がうまくいって好都合かも知れない。しかし、その人物が、年少労働者の福祉を真剣に考えていることが、絶対必要な条件であることを忘れてはならない。福祉員という立場を、かりにも政治の手段にさせないよう、この条件はあくまで守ってもらわなければならない。

活動が十分でない心配があるなら、それを助ける福祉補助員を置いてもいいだろう。補助員にはべつに大臣の勸奨状を出さないで、組合で協議するなり、福祉員の指名で決めてもいいと思う。



児童福祉週間におもろ

伊部 英男

毎年五月に開かれる児童福祉週間も、今年で第十四回目を迎えることとなった。都道府県によつては多少期日に差があると思うが、いちおう五月五日から五月十一日までの一週間となっている。

五月五日は端午の節句で、しかも「世界子どもの日」であり、五月八日は「母の日」に当たっている。端午の節句の五月五日は別に、「国民の祝日に関する法律」によつて「子どもの日」として国民の祝日とされている。これが規定されるまでの審議の過程で、母に感謝する日を国民の祝日に入れようという要望があつたので、子どもの日は「子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに母に感謝する日」であると規定されるようになったといわれている。

「世界子どもの日」は国際連合で昭和二十九年十二月、総会本会議で採択され、各国の適当と考える日を選んで定めることとなった。我が

国では、既に五月五日が「子どもの日」となっていることから、この日を「世界子どもの日」とすることとなった関係から、五月五日は世界の子どもを祝福し、世界の子ども同様に友愛と理解をもち、国際連合の理想実現に邁進しめることがもう一つの目的となっている。いかえると児童福祉週間には「子どもの日」、「世界子どもの日」及び母に感謝する「母の日」の三つが含まれ、それぞれの趣旨や目的に合致した行事が営まれることとなるのである。

今年昨十一月二十日、国際連合で「児童の権利宣言」が決定されたのにかんがみ、これを副題として、世界いずれの国においても共通に認められる権利が宣言されたことは、決定にいたる数年間の努力や討議の結果だけに同慶のいたりである。今年の児童福祉週間の趣旨は詰るところ、右の児童権利宣言の趣旨を徹底することに尽きるのであるが、その内容とし

て次の三つを考えている。
イ、子どもの人格を重んずる
ロ、子どもの幸福をはかる
ハ、母に感謝する
これが児童福祉施設に遺憾なく表現されれば児童権利宣言の趣旨が徹底されるはずである。

子どもの人格を重んずることとは今更、その必要性を説くほどでもないが、大人は誰しも、子どもが健やかに正しく育つことを期待している。ただ漠然と丈夫に育てるのは動物の世界と何ら変るところがない。人間として丈夫に育てることは心も十分に育つことではなければならぬ。心が育つということは、乳幼児期であれば情緒が円満に発育することであつて、いわゆる豊かな愛情のもとに育てられるものである。少年期であれば、いよいよ社会性が附与されるということと代表されるであろう。情緒の円満な発育といひ、社会性の附与といひ、総べては人格を基礎づけるものであるから、いさおい、子どもに対するこれらの努力は人格を重んずることとなるのである。

子どもは未だ完成した人格を持っていないが、子どもなりの人格を持っている。子どもなりの人格はいわゆる心の正しい育ちによつてやがて完成した人格となるから、われわれはそのつもりで、子どもなりの人格を重んじなければならぬ。これがその子どもの将来によい影響をもたらすからである。

2. 年少労働者福祉施設の設置および利用の促進

最近、年少労働者の福祉施設があちこちに設置され、地方から都市へきた縁者のない年少労働者の保護がはかられるようになった。児童福祉法の養護施設でも都市にある一部では、その色彩を以て運営されているものがある。これらの施設が設置された意味が正しく理解され、十分に利用されるなら、年少労働者の福祉は大いに高められるであろう。

右のほか、具体的にいろいろな行事が事例として中央から示されている。たとえ僅、鯉のぼりを立てる運動、なやみや不安について関係機関への相談、家庭環境の改善、子どもを事故より守る運動など、直接にも間接にも年少労働者や母親である婦人労働者へよい影響となつて福祉がはかられるより期待している。なお、この運動が単に一週間だけにとどまることなく永遠につづき、これらが習慣化して実行されるよう望みたい。

—厚生省児童局企画課長—

×

×

×

×

子どもの幸福をはかるために、われわれはいろいろな試みを持っている。教育に意を用いたり、健全娯楽に資を注いだりするのも彼らの幸福を願うからであらう。この際、考えたいことは幸福をはかつたつもりでいても、果してそうかどうか、もう一つ考え直してみたいものだ。世には数限りない楽しみが、子どもを喜ばせているが、子どもが喜ぶことはすべて必ずしも正しい意味の幸福でないことを心にとめる必要がある。

われわれは自ら求めるものが常に与えられれば幸福であると思ひやすい。子どもの場合は大人と違って、与えることはかえつて不幸をもたらすことが多いことを、おたがいは知りつくしている。しかし、世間では実際面ではその逆をいっていることが多いのではなからうか。求めるときに常に与えられれば、子どもはそのときは幸福そうに見えるが、やがてそれはわがままを養成していることに気付くであらう。子どもの幸福をはかるのはわがままを作りあげるものではない——このへんにもう一度思いを致して、正しい意味での幸福をはかりたいものである。

母に感謝することはアメリカの百貨店王ジョナサン・メーカールにより奨励され、五月第二日曜日に行なわれるようになったとき、我が国では古来、母に対しては特別に好意を持つよう印象づけられてきた。世間がせちがらくなく、親子関係がしばしばないがしろにされがちであるのは、今日、非行児童の増加にかなり大

きな拍車となつていようである。しかるに母性的感情をお互いに懐くことは、かどかどしい気分から和さの気分へ転ずる機会をもたらすから、反社会性から離れ、非行に陥らないですむこととなる。

児童の福祉は母を離れてはその完璧を期し得ない。母と子を別れ別れにして、子どもだけの福祉をはかるよりも、母と一しよに善処してやる方が、子どもにとってはより満ち足りた福祉となるのである。このような道理が子どもの方から母への感謝となつて結び付くならば、その福祉は一そう堅固のものとなる。

1. 働く母親と年少労働者の福祉について

協働

いわゆる労働者の福祉は誰でも考えやすいことであるが、母親や年少者について特にクローズアップして考えてやることは、重要な意味を持つている。児童福祉は子どもだけを考えるのではなく十分でないから、必ず母親を考えてやらなければならぬ。たまたま、この母親が働く者であるならば、その福祉をはかることによつてその子どもの福祉も期し得られることになる。年少者はもとより周囲から特別なケアが施されてこそ、よい働き手となることができ、またそれ自身、正しい福祉がはかられるのである。



自由時間と民法について

— 全国婦人会議記念講演より —

中川 善之助

私は皆さんの婦人会議での御討議を伺いまして、大げさに言えば、まことに涙ぐましいものを、皆さんの御努力に対して感じたのであります。

◆ 婦人と自由時間

自由時間という言葉が使われておりますが、現在、自由を持っている人、束縛のない人は、自由というようなことは考えないだろうと思えます。そういう意味で、全国婦人会議のテーマとして、自由時間という問題が取り上げられたということは、日本の婦人がまだ時間的に自由でない、もしくは時間というものに対して主体性がなく、自分のために使う時間がない、あるいは少ない、ということではないかと思えます。

皆さんのお話し合いの中にも、一日働きまわっても自分は不眠でないとか、また勤めている方で、有給休暇があるのだけれども自分は休暇を

とったことがないというようなことを言われた方もありました。それを、「休めないほど忙がしくて、つまらない職場だ」という意味で言う人もあれば、また、嬉しそうに顔を上げていっている人もありました。また、私などのように学問をしているものは、毎日有給休暇のようにみえるかもしれませんが、実は年中無休でありまして、休みの日でもゆっくり遊べるといって人がないのが実情であります。しかし、学問をしている人間は、どんなに研究が忙しくても、それだから研究をやめたという話は聞かないのであります。それはどんなに忙しくても、その時間の使い方に自主性がある、つまり、自分がその時間の主人になっている、その人は自分の時間を持っているからで、そういう人には自由時間ということとは、あまり問題にならないのではないかと思っております。忙がしく研究に追われている時間がすべて自由時間なのであります。

とったことがないというように、自由時間とか自主的な生活時間の設計ということが、今回問題として取上げられたというのは、婦人が公然と生活時間の主人公になる道程とも見られるわけで、非常に、このましい、うれしい便りだと思っております。

を聞くのであります。そうするとしゅうとは、言いがえすればいつでも出してやる、というのが、経済の上でも、時間の上でも、人間の自然の欲求として、自分の自由がほしいのです。そして、その自由が、大まかに言って、男にはあるが女には少ない、そこで、男が自由であるように、女も自由でなければならぬということになるわけでありまして。

しかし、男女が共同して家庭をつくっていく上に、お互が勝手に自由を主張していたのでは、家庭生活は成り立たないことになるので、一家の幸福ということ、お互が自由を譲りあわなければならぬのは当然でしょう。しかし会議でも、妻が自由時間を得るためには夫の協力が要だという声がありました。言葉は「協力」であっても、その中に何か「お恵み」というような意味が含まれていないでしょうか。たとえば婦人会などに出席する場合、近所の人たちが呼びにくるので、「みんなが行くなら仕方がない、お前も行ってごい」と夫が許したとします。この程度の同意でしたら、それはほんとうの協力ではない。それはただの同情か恩恵にすぎないと思えます。男が婦人会というものの役割をほんとうにわかってきて、出席することを認めてくれるのでなければ、ほんとうの意味の協力とは言えないと思っております。

そこで、婦人が昔から手内職をして、自分の自由財産を腹巻の中に巻き込んで、こっそりためていた、「へそくり」が、だんだん公認されてきて、妻も財産を持つのが当たり前だ

という考えが出てきたように、自由時間とか自主的な生活時間の設計ということが、今回問題として取上げられたというのは、婦人が公然と生活時間の主人公になる道程とも見られるわけで、非常に、このましい、うれしい便りだと思っております。

◆ 民法に現われた男女平等と自由

私は民法を専門としておりますが、民法においても、昔から男女の平等と自由ということが考えられていたのであります。しかし、民法というものは、社会のかがみと言いますが、その時代時代の進歩性なり、反動性なりを包蔵しているものであります。そういう意味で民法も社会思想の一つの現われでありますから、社会一般の考え方が一つの方向に向いて来ないと、その方向の民法は現われて来ないのであります。

日本の民法は明治三十一年にできたものであります。日本は非常に進歩的な民法だと思われておりましたが、当時は非常に進歩的な民法だと思われておりました。たとえば、結婚は当事者の同意がなければ無効であるという規定は、親が決めた結婚に子も嫌やでも従わなければならなかった二時代前の法意識と比べて、非常に大変革であったと言えましょう。しかし、その中に、男三十歳、女二十五歳までは父母の同意があるという規定が規定されておりました。実際に子が円満な結婚生活に入っても、親が同意しなければその親は子の結婚を取り消すことができるようになっていたのであります。やはり、家族生活の中で親の意思を中心とするという思想

戦争中に聞いた話ですが、潜水艦に乗っている人は、船中の空気の分量がきまっています。自由で空気を吸うことができないので、なるべく空気を消費しないようにしなければならぬ、それで思ひ存分空気を吸いたくないと思ふ、ということです。普通、陸にいる者は、空気を節約しようとか、自由に空気が吸いたくないというようなことは考えないのであります。そういう意味からでしょうか、男の集まりでは、あまり自由時間ということが問題にならないようでありまして、まだまだ、婦人の生活には生活時間について、いろいろ問題があります。つまり婦人の生活自体がまだ拘束されており、自分の生活になっていない面が非常に多いのではないかと思われます。

婦人が自由時間というものを考える時には、何か「へそくり」のような感じではないかと思えます。一種の陰匿財産のようなものです。小説を読もうと思えば、その時間を捻り出さなければならぬ。世界中どこでも、家族制度のもとでは女は大体、財産を持っていません。婦人には自由財産というものがないから、自分でお金を持ちたいと思う。子供にあめや鉛筆を買ってやるのにも一々しゅうとさんに出してもらうのではなく、自分の財布から出してやりたい。田舎などでは、年に千円のお小遣いしか貰えない、いわば千円嫁というような、まことに気の毒な妻妾がおります。そういう人たちは、その千円がほんとうにうれしいが、さらにそれを二千円にしてもらいたいというような悲願の声

が残っていたのであります。このほか、姦通罪、家督相続権などにも、男女不平等の規定がありましたので、学者たちはその改正の必要をたびたび論じていたのであります。昭和二十二年まで、結局改められなかったところ、日本社会における封建制の強さが示されているのであります。

明治民法でも、先ほど申しました婚姻の場合の当事者の意思や、夫婦協議による離婚の自由という立派な規定がありました。これが果してその通りに実行されたかと思つてみると、協議離婚というのにも名目だけで、実際は「追い出し離婚」の仮面であつたのであります。昭和二十一年に出来た新憲法の二十四条に「婚姻及び家族に関する事項については、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とありまして、これに基づいて、民法においても全部平等にしたのであります。それが、現在、「追い出し離婚」というようなものになっておるのか、ということ、やはり相当多いのであります。それで、家庭裁判所で一々、本当に別れる気なのかどうかを確認してから協議離婚を受理することにしようかという意見がありました。現在の少数ない家庭裁判所では、とてもできることではあります。

また、親権についても、新民法では、「父母は共同して親権を行う」という父母共同親権に改められましたが、旧民法では、父親が生きている間は原則として父が親権者で、母は親権者

ではなかったのであります。新法により父母の親権が平等になりましたが、そしてまた実際は子供の教育を保持しているのはむしろ父親ではなくて母親なのに、今日でも母親を除外した「父兄」というような言葉が通用しており、言う方も、聞く方も平気であるというところに、まだ問題があるのではないかと感じます。

相続についても新しい民法では、男女平等というところになっていますが、女の子は結婚するとき、重婚を持っていくからいいだろうというので、相続分が重婚だけと交換されてしまうようなことがよくあります。そういうことで、実質的な不平等がやっぱり残っています。

また一方、形の上で男女平等になると同時に扶養義務なども平等になりました。もちろん、扶養する実力のない人は義務もないが、実力があれば平等に扶養義務を負うことになっていきます。ところが夫が亡くなると、中風の母親を誰が世話するかということになると、みんな長男に押しつけようとする。しかし遺産のことになると、民主的に兄弟姉妹平等に分けるという。権利の平等は新式によって主張するが、義務の平等、責任の分担はなるべく旧式に昔ながらのやり方でいこうという考えがまだ一般にあります。それで平等の規定ができて、実際にはなかなか平等にならないということになるのだと思います。

結婚した場合に、夫婦の氏をどうするか、つまり苗字をどうするかということも、私たちの間で問題になっております。明治民法では、原則として妻は夫の家に入ると言って、夫中心に考え、結婚すれば夫の苗字にかかわるといものが普通になっていました。日本の古い時代、また中国、朝鮮においても、氏というものが血統を表わす意味で使われていたころには、結婚しても氏は変らなかつた。夫婦は別々の苗字を使っていた。それが日本では明治十四、五年ころから、夫婦は同一の氏を名乗ることになったのであります。しかし、どっちの姓を名乗ってもいいではないかという問題が起こって、昭和二十二年の改正の時「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦どちらの姓を名乗ってもよいことになり、形の上からは全く平等になったのであります。が、実際には夫の氏に統一されているのであります。

このような統一を避けるために、昔のように、夫婦別々な氏を名乗ったらいけないではないか、また、別な第三の氏でもいいではないかという意見も出ておりますが、婦人がそういうことを主張すると、男はどうか、「苗字なんかどっちだっていいではないか、どうせ世襲なんだから……夫の氏に女が変わったからといって、夫婦の平等が崩れるなど考えることもなからう」というようなことを言います。どっちでもいいのなら妻の氏に統一したらどうか、と言うと、「それは困る」と言う。なぜ困るのかときくと「何となく工合がわるい」と言う。そういう習慣的不平等意識というものが、今日も残っているのであります。

法律というのは、人々の生活の意識を包む枠であります。その枠がどんなに立派でも、身の意識を引き上げなければ、何にもなりません。法律は百の権利、千の権利を婦人のために与えることはできますが、何百何千の権利を婦人が持ったとしても、それを確実に実行できるような環境と、その環境によって規定される意識が、平等を実現できるまでに高められていなければ、実生活において本当の平等は浮かび上がってこないものであります。こういう意味で私は、法律は川のようなものだと思いたいです。夫婦の場合、昔は妻の川はなくて、みな夫の川に入っていました。今は二本の川が流れていきます。しかし妻の川はまだ細いのです。これを平等だからといって妻の川幅を夫の川幅だけにただ広げただけでは水が足りなくなります。そこで二つの川幅が同じで、しかも両方の川の水がよく交流し合うように連結することが、これらの生活で重大な問題ではないかと思うのであります。

よく「誰でも馬を水のをばまで連れて行くことはできるが、馬に水を飲ませることはできない」ということが言われます。法律は婦人にくらでも権利を与えることはできますが、その権利を生かすのは婦人自身であります。与えられた権利の上に婦人が眠っていたのでは、どうにもなりません。せつかく獲得した権利ですから、目を覚まして、自由平等の意識を盛り上げて

◆ 根本に自由と平等の意識を

いかなければなりません。私は、まだまだ、婦人の実生活より、民法の方が先に進んでおり、婦人のために民法は沢山の権利を用意していると思えます。もっとも実際にはなかなか簡単にはいかない点もありますから、法的な面でも

もっとも婦人の権利が行なわれやすいように考えなければなりません。何と言っても根本は、自由平等な意識を婦人自身が身に付けることだと思えます。議員の皆さんも、全国の各地にお帰りになって、ほんとうに自由な婦人の考え

方というものについて、さらによくお考えになることをおすすすめして、私の講演を終ります。

本稿は、四月十六日NHKホールでの全国婦人会議総会における記念講演の速記録を整理したものであります。——編集部——

第十二回 婦人週間

生活時間の自主的な設計のために



—開会式(産経会館国際ホール)における「世界の花」のコーラス—

第八回全国婦人会議

第十二回婦人週間 された。この週間の中央行事、第八回全国婦人会議は「生活時間の自主的な設計」をテーマとして、四月十三日より十六日の四日間、東京で開催された。

このために、みん 会議員は全国から応募した二、一四九名のしあわせのため、名(本誌三ページ参照)の中から、選考委員会が書類審査で選んだ後記六十名で、全国的に展開

また、婦人週間には例年、世界の多くの国からメッセージが送られて来るが、今年も二十一か国、一国際団体より、五十通以上にのぼるメッセージが寄せられた。なお全国婦人会議の開会式会場には、在日外国大使館より外交官夫人が出席され、イスラエル、アメリカ、ドイツの夫人より一言ずつの祝詞がそれぞれ

四月十三日(水)産経会館
開会式 一〇時三〇分～一一時三〇分
合唱「世界の花」 東京放送合唱団
音楽 NHKサロニアサンパル
指揮 岡 伊次郎
開会のごときは
若狭県婦人少年局長 谷野 せつ
あいさつ
若狭 大田 松野 頼三
日本放送協会会長 野村 秀雄
メッセージ
東北大学教授 中川 善之助
全国婦人会議委員会委員長
会議員・部会リーダーの紹介
野村 家 西 清子
外国からのメッセージ
部会 一三時三〇分～一七時

四月十四日(木)

八時三十分～一九時

移動会議と視察(バスによる)

〔東京班〕 三鷹市立東保育所・横河電機KK・協同乳業KK・緑町公園住宅(懇談会)・生活改善技術館

〔神奈川班〕 日本石油化学KK・旭ダウKK川崎工場・勤労婦人会館・三菱日本重工横浜造船所軽井沢住宅(懇談会)

〔千葉班〕 東電千葉火力発電所・登戸生活協同組合(懇談会)・農業技術研究所

〔埼玉班〕 川口内燃機製造KK・美園村大門下生活改善クラブ

会議員ならびに部会リーダー

第一部会

リーダー 那須宗一(中央大学教授)

Table with 2 columns: 会議員 (Members) and リーダー (Leader). Members include 田代千江, 津村分, etc.

第二部会

リーダー 西清子(評論家)

Table with 2 columns: 会議員 (Members) and リーダー (Leader). Members include 山崎千鶴, 黒川敏子, etc.

第三部会

リーダー 塚本哲(東洋大学教授)

Table with 2 columns: 会議員 (Members) and リーダー (Leader). Members include 川浦三枝, 藤本美津子, etc.

懇談会・盆栽村・片倉ハドン靴下KK

四月十五日(金)産経会館

九時三十分～一七時

閉会のことば

〔傍聴者との質疑応答〕

四月十六日(土)NHKホール

総会 一〇時三十分～一二時三十分

合唱「世界の花」 東京放送合唱団

音楽 東京サロノンサンブル

指揮 山下毅雄

あいさつ 浅沼博

経過報告 高橋展子

労働婦人少 高橋展子

部会報告と話しあい

部会リーダー・会議員・傍聴者

記念講演

東北大学教授 中川善之助

第四部会

リーダー 団野信夫(評論家)

Table with 2 columns: 会議員 (Members) and リーダー (Leader). Members include 清水信子, 小堀水東, etc.

影絵と歌 「みんなで歌いましょう」

労働婦人少局長 谷野世つ

第一部会

家庭婦人の問題

第一日は、自由時間をどのようにして作り出したか、また、その際の障害は何であったか、そして、それらにどう対処したかについて、第二日は、そうして生み出した自由時間をどう使っているか、また、どう使っていくべきかについて、おもに話し合われた。

一、自由時間をどうして作ったか

家事の合理化と計画化によって、一方また家族の協力によって自由時間を生み出した体験がほとんどの会議員によって話された。家事の問題については、家事のやり方についての既成概念をすてるということがとくに強調された。また、家族の協力態勢をつくるために、家族とくに夫との話し合いに努力したこと、子供に自主性をもたせるようなしつけに努力したこと、また老人に対しては、自由時間の楽しみを教えて共にたのしむことに成功したことなど、それぞれの努力の積み重ねの過程が具体的に話された。また、生活の中に目標を立て、自由時間をまず天引きするというくらし方や、交際的な

めに浪費する時間の節約から自由時間を生み出した体験なども話された。

二、自由時間を作る際の障害について 家庭内の問題としては、家族の無理解(とくに夫や老人の)と、育児の問題がまずあげられ、どのようにして夫の協力をうるかという問題についてはとくに熱心に話し合われた。嫁の立場の主婦から姑への気がねがもっとも大きな障害としてもち出され、そのような障害をのりこえた各自の体験が具体的に話された。また育児の問題については、主婦が利用する託児施設の要望が出された。また日本の家屋構造の問題として、主婦のために独立した部屋がないということが、主婦が自由時間をもちにくい原因の一つとして指摘された。家庭の外からの障害としては、不意の来客のために計画がとわされてしまうこと、いつも働いていないと怠けものとするような世間の眼があること、団体の役員を一つ引受けると、次々と役職につかせられ、そのような仕事に特定の人の過重になること、などが現実的に困っている問題としてあげられた。

三、自由時間の使い方について 現在自由時間をどう使っているかについて話し合われたが、まずプライベートな使い方としては、読書をするという人がほとんどで、そのほかラジオによる勉強、作詩・作文(投書や寄稿のための)、スポーツ・音楽・手芸など教養や趣味のために自由時間をあてているという報告

が多かった。対社会的な活動としては、サークル・グループ活動に指導的な役割をもっている人が多く、また集団住宅地での託児や農繁期の季節保育所の世話をひきうけている人、盲人への奉仕のために点字を習ったり、身よりのない老人の世話をしているという人もあった。比較的自由に時間に使えた家庭の主婦たちが、今後、その時間をどう使うべきかについても話し合われた。結論としては、社会とのつながりの中で、一人ひとりが社会のために役立つと同時に、収入が得られ、また老後の生活設計ともつながるような自由時間の使い方が、もっともよいというものがほとんど一致した考え方であった。これに関連して、パートタイムの職場や、ホームヘルパーや保母(とくに職業をもつ主婦のための託児施設での)などのような主婦に適した仕事に、主婦が受入れられる道をひらいてほしいという意見があり、これに対して特別オプザーバーから、与えられるのを待つのでなく、主婦自身が積極的に動いて自ら道をひらく覚悟が必要ではないかとの意見が述べられ、またリーダーから、組織の必要性について助言があった。

四、とくに問題点として話し合われたこと

○プライベートな自由時間と集団の中の自由時間について

おもに家庭内で自分一人でもつ自由時間と集団の中でもつ自由時間と、その

ずれを優先させるかについて討議された。子供が小さいうちは家庭内での自由時間に重点がおかれることはやむをえないという意見、あるいは、やがては外へ出て活動するための基礎をつくるべく、さしあたりは一人で勉強することからはじめたいという意見が出されたのに対して、集団の中でこそ個人の真の成長も期待できるのだから、まず集団に出るべきであるという意見が述べられた。

○自由時間を意識しない人の問題 自由時間をもてない人、もとうという意識のない人、また時間はあるが無駄に使っている人をどうするかという問題が重要であるとして話し合われた。これらの人々への働きかけに成功した体験などが話されたが、時間の関係もあって討議は十分につくされないうで終わった。

第二部会 勤労婦人の問題

勤労婦人の場合は、労働時間をはじめとする各種の労働条件が、その生活時間に大きな影響を及ぼしている。第一に各自が当面する問題を、主として労働条件の面から話し合おうと共、自由時間を持つことを妨げている要因についての討議が行なわれた。第二日は、これらの問題を掘り下げると共に、自由時間をどのように生み出し、使っているかについて、話し合われた。

一、労働条件と生活時間の関係 (1)労働時間について 労働時間の長短と同時に、仕事の性質が各自の生活時間に及ぼす影響について話され「教員の場合は勤務時間が終っても、教育の仕事から解放されない」「仕事の性質上、休日や夜も自宅に相談にこられ、自分の生活が持たない」などの例が出されたが、自分自身の生活を確立させるためには、仕事の領域について、どこかに限界線を引く必要があることが話し合われた。また「交替勤務制のため生活が不規則になり、十分な睡眠時間や休憩時間をとることもむずかしい」との問題も出された。 そのほか超過勤務が常態とされて、労働時間をゆがめている事例が一部の会議員から提起された。

(2)有給休暇等について 有給休暇を完全に取る人は少なく、殆んどの人が不時の場合に備えて残している実情が話され、また産前産後休暇についても、周囲の事情から十分とれず体は無理が生じやすいとの意見も出された。 前記の各問題について、現状を改善して各自の生活を確立するにはどうしたらよいかを討議され、○仕事に自主性を持つ、○仕事の効率化をはかる、○仕事を再検討し合理化できる面は合理化して再編成する、○定員を増加する、などが解決の方策として出されたが、一方「仕事

が過重なので、定員増加や労働時間の短縮を要求すると、経営者側から機械化を言われ、結局自分達の職場をせざるを得ない。また「自分の権利も積極的に知らう」とし、無自覚な人が多い現状のだから、仕事のために仕方がないと割切ってしまう事は疑問だ」との意見も出された。

二、勤務時間以外の生活時間

勤務婦人には職場以外の拘束時間として家事労働時間があり、子供を持つ勤務婦人にはこのほかに育児の時間がある。

○家事労働について

家事労働は、電化、仕事の手順の合理化、献立の作成、半製品の使用などの方法により大部軽減されており、特に問題はみられないが、共稼ぎの勤務婦人は、主婦であると同時に職業者であるのだから、主婦として完璧を期そうとすれば無理が出る。これを解決するには、従来の慣習に拘われない合理的な生活態度を身につけると共に家族相互の理解、ことに夫の協力が重要なことが話し合われた。

○育児について

育児の問題は子供を持つ勤務婦人の共通な悩みで、子供の世話を姑や女中に頼んで個人的に解決している例もあるが、その他は職場の託児施設や地域の保育所を利用している。



第二部会の状況

現状では母親と同じ役目を保育所に期待することはできず、そこに問題があるが、さらに改善して安心して子供を預けられる理想的な保育施設を拡充することが必要であると話しされ、これを実現するために勤務婦人相互及び勤務婦人と一般

の家庭主婦等との社会的協力が必要と

と強調された。この問題に関連して、「出産後一定期間は家庭で育児に専念し子供が手を離れたら再び職場に復帰するのがぞましい」との意見も出されたが、これに対しては「一度家庭に入ったら、現在では、復職は困難である」「育児期間中一定額の手当を国家から支給され、子供が大きくなったら、職場復帰が保障されるような社会的保障制度の確立がぞましい」との意見が出された。

自由時間を持つべきか

自由時間を持つべきか、働かばならないのはどこに問題があるかということになり、一日八時間働いて一日の生活ができるだけの収入がほしい、自分の能力一ぱいに働いても最低生活がまかなえるだけの収入が得られないものには、最低賃金の保障がほしい、と内職などの工賃の低いことが問題になった。これは大きくは日本の政治・経済の問題につながることであるが、自分たちで自主的なグループを作って、関係者と交渉し中間搾取を除くなど、自分たちでできることをまず実行することも必要ではないか。一方において政治的解決を要望しながら、手もとを合理化していく態度がのぞまれるということが話し合われた。

二、自由時間を生み出すための家庭生活の簡素化について

家事に計画性をもつこと、物の置き場所を合理的に工夫すること、いらぬ物は合理的に処分することなど(パサー・公共団体などの廃品回収への協力)が話された。また人がしているから自分もするというような受身の形でなく、自主的に判断することが大切で、そのためには教養を高めることも必要であり、個性に合った美しさを簡素の中に持ちたいと話し合われた。

三、家庭で収入を得る仕事に従事して

上記以外に、各自の生活時間を拘束するものとして、○仕事と私生活のけじめのなさ、○不時の来客、そのほか特殊な例として、○寄宿舎の集団生活における人間関係の複雑さなどが挙げられたが、これについては、各自が自覚を持って自分の生活を確立すると共に、相手の生活時間を尊重する態度を持つことが、まず解決の方策として必要であるという結論であった。

三、自由時間について

①自由時間の生み出し方、使い方

自由時間は、まず生活に目的を持ち、それを實現するため、与えられた諸条件の改善を工夫するところから始めて生み出されるべきと話しされ、具体例が発表された。自由時間の使い方については、○読書・お稽古○職場のサークル活動の二つに大別されるが、各自の置かれた条件下で、自主性をもって自分の望む使い方をすれば、何のために自由時間を使おうと問題はないという結論が出された。

②自由時間と集団

各自がそれぞれ自由時間を追求することから生ずる家族集団の中の個人の孤立性に関して、家族を含めた自由時間の活用に必要な性が強調され、人間関係を調整しながら、自分の自由時間を活用して行く具体例が話し合われた。

最後に勤務婦人と地域社会の関係に話

しが及び、勤務婦人は地域社会の一員であること自覚して、生活時間の中に地域の人々と接触する機会をできる限り求め、地域の人々と協力し合って行くことの必要性が話し合われた。

第三部会

家庭内で収入活動に従事する婦人の問題

第一日は生活時間についての考え方、自由時間をつくるための方法、自由時間に何をしているか、などについて全員が自由に話し合った。第二日は第一日の話し合いを基礎に自主的な自由時間とは何かについて話し合いがなされた。その結果、自主的な自由時間とは、日常生活の中において、自分の自由な意志によって使用される時間で、自分自身にも、対人・社会関係にも、意義のある好ましい方向にあるもので、家族・近隣・社会体制・経済・教育・福祉にも関連をもつものということになった。以上のような自主的な自由時間の定義の上に、次の五つの柱を立て、それについて話し合いがなされた。

一、自主的な時間をつくるために家族との協力関係をどうしたらよいか
まず、家族の話し合いやいはだんらんの中に仕事の分担などをきめることが大切である。そのために夫・老人との調和をどうするか、子供に対しては幼い時から身の廻りのことを自分でできるようにしつけ

いるものは、どのようにして自由時間をつくるか
自由時間を持つべきか、働かばならないのはどこに問題があるかということになり、一日八時間働いて一日の生活ができるだけの収入がほしい、自分の能力一ぱいに働いても最低生活がまかなえるだけの収入が得られないものには、最低賃金の保障がほしい、と内職などの工賃の低いことが問題になった。これは大きくは日本の政治・経済の問題につながることであるが、自分たちで自主的なグループを作って、関係者と交渉し中間搾取を除くなど、自分たちでできることをまず実行することも必要ではないか。一方において政治的解決を要望しながら、手もとを合理化していく態度がのぞまれるということが話し合われた。

四、自主的な時間を持つための生活環境の改善について

小売商の休日や法律で定めてほしいという意見があったが、こういうことは法律に頼らず自主的に解決する方法を考えたいとの意見が出され、店主などのようにして協力してもらうか、消費者と店との理解を深める方法が話し合われた。また、来客のために自由時間が侵されることについては、あらかじめ、今日は忙しいから何時までしかお相手できないと自分の条件をはっきりいうことが必要との意見が出され、生活環境を改善するために勇気を持って休当りするところ、周囲に共鳴者をつくっていくことが必要であろうとの話し合いがなされた。

五、自主的に生み出した時間をどのように使うか

会議員それぞれの体験や希望が話し合われた後、リーダーは、自主的な自由時間をどう使うかは一人一人違うが、誰にも共通することは、休養をとること、生活の中に楽しみを見出すことである。また夫婦がながよくしていると、家庭も明

第四部会

農業漁業にたずさわる婦人の問題

第一日は、自己紹介をかねて会議員全員が、各自の生活状況や地域の状況等について話し、第二日は、第一日の発言の中で出された生活時間、自由時間に関連した問題を中心として、具体的に掘り下げた話し合いがなされた。

一、生活時間を設計する意義について

何故生活時間を計画化しなければならないかについている意見が出されたが、結局、生活時間の設計は、自分のために、また人のために、各自が今日生きる喜びを感じつつ、過去から引きつぎ、未来、子供に繋がるよりよい生活を築き上げる使命を果たすために必要であるということになり、その意義を認識して自由時間の問題に移った。

二、自由時間は果たして作れるものか

農村では一般に農繁期は自由時間がな



修助会五班、益村の見学

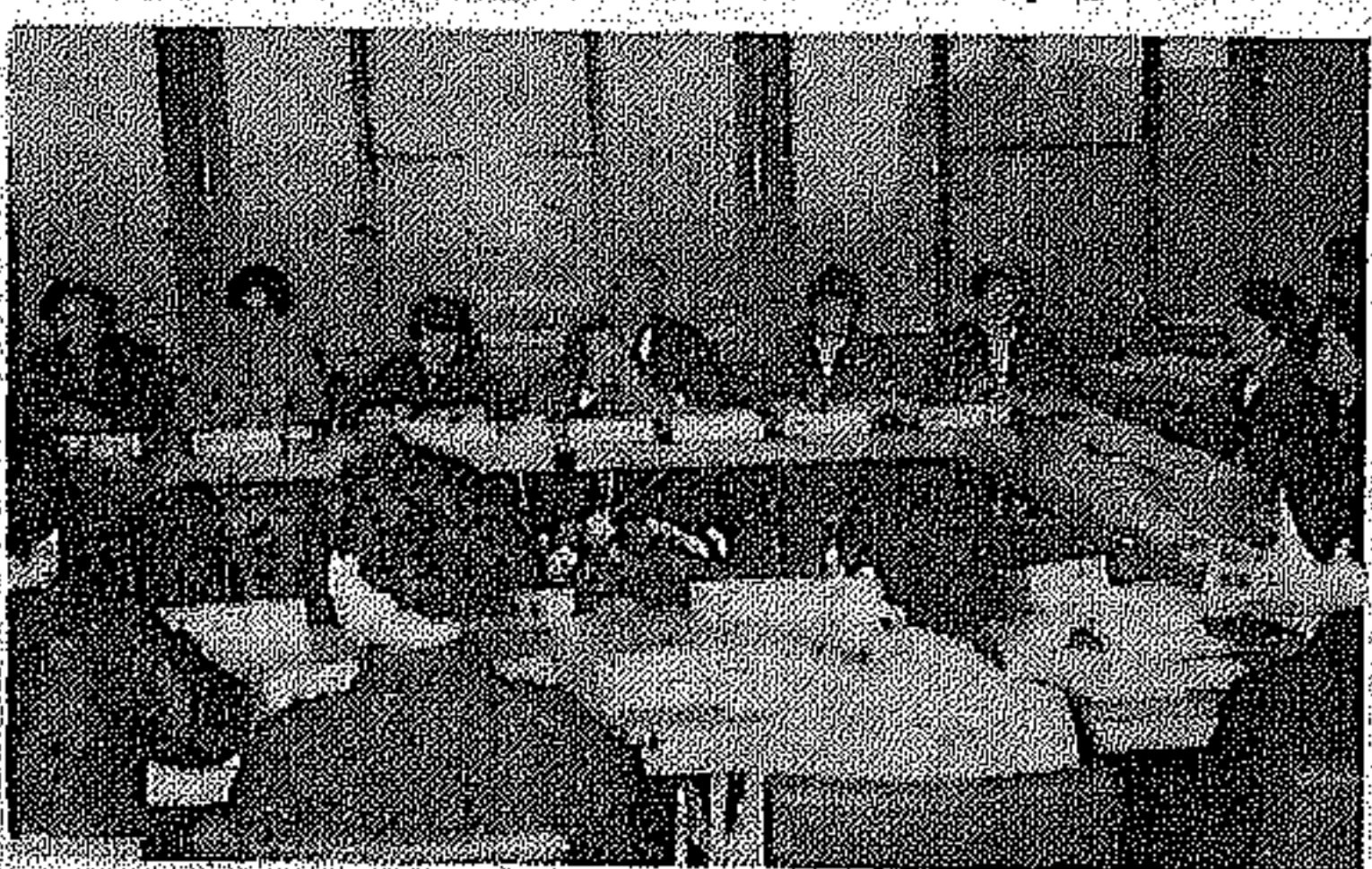
など、各自の体験の中から話し合い、他人の生活をおかき、ならない点をたすけるという民主的な生活態度を身につけ、家族の特性や各人の意志を尊重しながら、楽しい時間をもつようにはどうするか、ということにまとまった。

二、自由時間を生み出すための家庭生活の簡素化について

家事に計画性をもつこと、物の置き場所を合理的に工夫すること、いらぬ物は合理的に処分することなど(パサー・公共団体などの廃品回収への協力)が話された。また人がしているから自分もするというような受身の形でなく、自主的に判断することが大切で、そのためには教養を高めることも必要であり、個性に合った美しさを簡素の中に持ちたいと話し合われた。

三、家庭で収入を得る仕事に従事して

家事に計画性をもつこと、物の置き場所を合理的に工夫すること、いらぬ物は合理的に処分することなど(パサー・公共団体などの廃品回収への協力)が話された。また人がしているから自分もするというような受身の形でなく、自主的に判断することが大切で、そのためには教養を高めることも必要であり、個性に合った美しさを簡素の中に持ちたいと話し合われた。



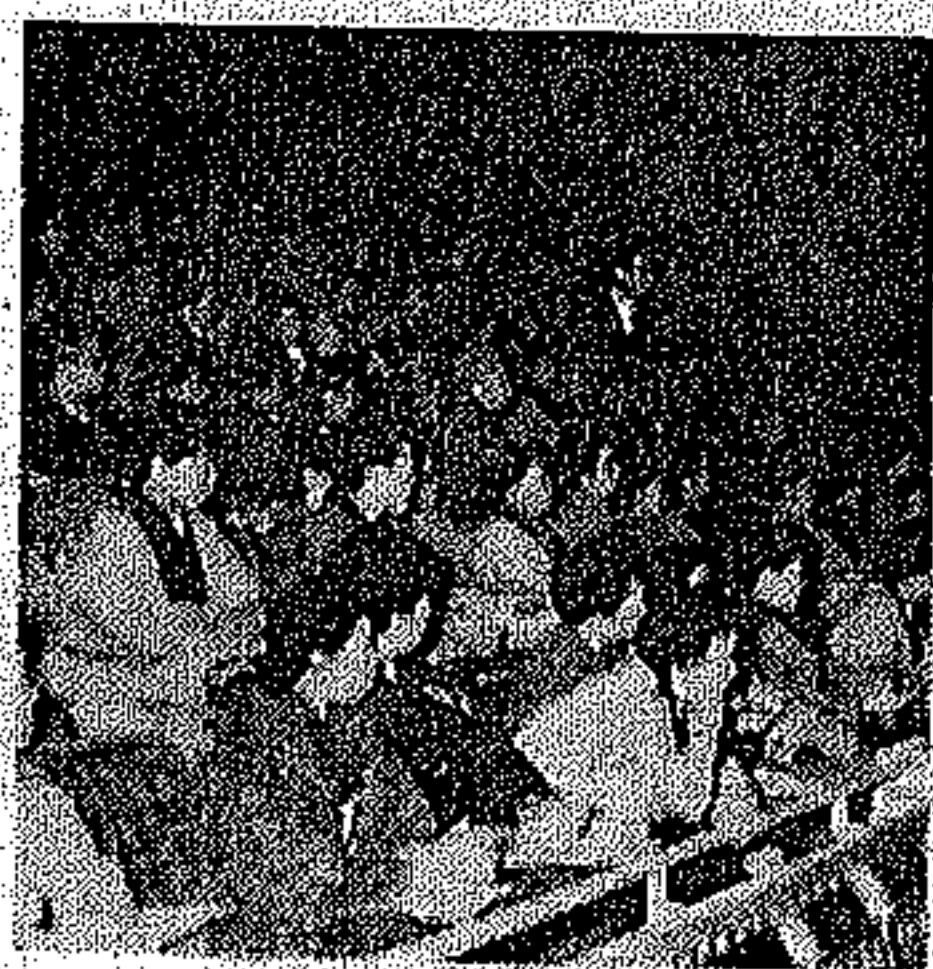
—第四部会の状況(東京中央は国野氏)—

いというもので、農繁期、農閑期の区別なく絶えず忙しいという声があった。しかし一方では自由時間は生み出せるものであるという意見が出された。これに対して、生み出すことはむずかしい、特に若い嫁にとっては困難であるという対

立意見等もあり、これら農村の自由時間の確保を阻む原因やその解決策が次に話し合われた。

三、自由時間のとれない理由

(1) 第一の理由として自然条件、立地条件の厳しさがあげられ、電化設備もなく毎年冷水害に見舞われる開拓地、反当り収穫の少ない山間地や単作地帯、秋の収穫が肥料代の支払い等に当てられ正月にはゼロから始める零細農業、ただ夢中で



—NHKホールにおける総会の一参加者—

働かなければならない実状が語られた。(2) 第二に次々と改良した耕種機等を買わされ、その借金返済のために一層働かねばならない機械化貧乏の語、機械化により生じた閑を副業にあてるという実状、更には水田、畑、山林、タバコ、果樹栽培等の多角経営で、農繁期の区別なく忙しいという意見など、農業生産のあり方に困る実状が述べられた。(3) 次に家族関係の難しさからくる理由があげられ、ここでは入浴にも順序が定められ順番がくるまで作業服をぬけない実例や、ただ働きさえすればよいという考え方から、早く仕上げれば手間をぬいた、遅く帰ればなまけていたといわれ、すれちがいの人に挨拶もせず走り廻っている若嫁の姿が訴えられた。(4) また、生活の計画化や、営農の合理化を図るにも、天気相手の百姓には無理であるとか、努力する者を生意気だという近隣の声や、部落関係の難しさなど農村を取まく根深い因習があることが話

された。四、解決策について(1) 自然条件等をどうにもならないものとしてあきらめず、希望のある方向への転換をはかる工夫が必要であり、その実例として、畑作のみでなく乳牛を取り入れ、生活にゆとりを持った開拓地の話が

出された。(2) 農業生産は①作業、機械の共同化を図ることが最も望ましく、先上げ金は共同単位にプールする。共同機械の責任ある管理は自己の利害と直接結びつくものであることや、他人への奉仕の精神をもつべきであることを自覚する。米不足時の臨時措置である早場米奨励金を一般米備に含ませる国策転換を要求する等が話された。(3) 機械化貧乏から抜け出るには生産・収入を見極め、機械購入との均衡を図るべきであり、④転帳生活を実施し、営農のうまくゆかない原因を把握して計画営農を行なう。⑤商人に乗せられないよう協同組織としての農業協同組合をもちたて、その機能を十分活用すること等があげられた。(6) 家族関係の調整、特に嫁の自由時間の確保、因習打破等については、リーダーから「しつかり者の姑のいる経済的に恵まれた或る農家の若嫁の産後投身自殺事件」の実例が示され、これをめぐって、事件の問題点や、解決事例について意見交換された。最後にリーダーがこれをまとめ、農村を取まくこれらの封建的額

を断ち切るには、④若嫁はよい知恵を働かして生産に参加する。(7) 生産活動を小家族単位に三分して自立生活を確立した或る会議員の実例が引用された。⑧車の解決を急いでほしい。⑨気持を明るく太い神経をもつ。⑩時にはよい意味の演技力も必要である。⑪グループ活動を家庭の家族会議と結びつける。⑫老人にもできる生産活動や必要な小道を育てる。⑬自由時間を相互に尊重し合う意識を高めることなどが必要であるが、更に各人の性格、境遇、家庭や地域の状況等により、それぞれ解決手段が異なるものであるから、各自が最良の方法を自主的に考えることが望ましいと述べられた。(4) 地域や部落についての調整、普及や、グループ活動の基本的態度としては、開口を広げ、誰もが入り易い形にして相互が近づき合うように努力し、協同して地域社会をよくすることが確認された。五、自由時間の使い方について農繁期の自由時間は一般に休養に当てられるが、農閑期の自由時間をどう使おうか、特に他人の自由時間とのぶつかりをどうするかについて意見が交され、午後八時をお母さん時間としてサインを鳴らし、主婦が自宅で自由に過ごす実例等が紹介された。また、自由時間を自由に使える金銭は共に人間解放につながるもので、農村婦人にとり重要なものであるとともに、その利用の知恵、工夫は主体的に各人にあること等が話し合われた。

全国婦人会議を傍聴して

—特別オブザーバーの席から—



奥紀伊子

これまでに婦人会議は何回となく傍聴しましたが、今度のよう一日半も一つの部会に坐って傍聴したのは始めてでした。

この家庭婦人の部会でまず感じたことは、集まった皆さんがみんな若々しい洋服姿で、それをすっきりと着こなしていられることでした。この明るいきれいなふんい気がまず、他の全国の婦人の会議とはちがった印象をうけました。

皆さんの発言も以前に比べると、とても上手になられ、はつきりと自分の考えをのべておられました。ただ気になったことは発言されている言葉が非常によきでなかったかということ。私たちはいつも、たとえば価格というよりおねだんといひ、量目よりも分量という風に、やさしい具体的な言葉で話し合いをしているのですから、正直に言って別の世界の主婦たちと話しているような感じで、聞いていて疲れました。

主婦でものを書く人というのは私達のまわりでは割合少ないのですが、そのものを書いて当

ん優等生の方ばかりのようで私はいささか恐れをなしました。割合恵まれた環境の主婦の多いこの部会ですから、御本人の意識さえあれば、自由時間を作ることにも出来るし、自分の好きな事に見える方達だと私は思いました。それなのに話題が自己中心に終始したのは惜しまれました。こうしたいわば優れた方々が社会につながってみんなのしあわせのためにグループやいろいろなものに出で働いてほしい。社会を離れて個人などというものはあり得ない。よい社会を作ろうと努力される事がまた、自分を高める事にもなるのではないか、この方面への展開を私は期待したのですが、そういう発言がいかにも少なかつたように思います。

部会の皆さんが登戸生協を見学したあとの感想発表でも、「あんなに奉仕をして時間を沢山に使うことはもったいない。物を安く買う事だけなら二十人位で御商から共同購入してやれば出来る事で、自分の教養の時間をあんなにへらすのはもったいない」という発言がありました。

選されて来た方たちです。きつとハイクラスの方なので、皆さんが読んでおられる本は、婦人公論、世界、文春、人間の条件などという種類のラジオなど一切きかぬ等々とうかがうと大へ

それに対して何の反論も出なかったのは、がっかりしました。また「自由時間をもとうという意識も持たない人をどうするかという問題に、もっともっと私達の問題を話し合いたい」という発言が出て、これも振り下げられずに終わりました。

恵まれた主婦たちであるだけに、自由時間を持つための抜きがたい障害とか、社会的なやみとかが出て来なかったようです。また、それだけに社会へのつながりという点も、もう一歩というところで話が終ってしまったのはいかにも心残りのことでした。

同じ立場の主婦たちの話し合いばかりでなく、託児所の問題から、働く婦人の部会の方々と、あずける人とあずかる側の人の話し合う時間を持つとか、商店の主婦が自由時間を持つために、商店の休日の問題、営業時間の問題などが出てきますが、それを買う立場の主婦たちと話し合うとか、そうした各部会の交流の時間を一部にもつたら、もっと具体的な上り上がりがあったのではないかと思われま。結論は必要でないにしても、ただ単なる話し合いでなく、おみやげに持って帰る考え方の方向とか、具体的な提案があっても良いのではないかと思えます。

ともあれ、これだけの優れた主婦の方たちが家庭婦人にとって非常に身近で大事な問題である生活時間——自由時間について始めての話し合いをなさったのですから、周囲に対するこれからの展開が期待されるのではないかと考えています。(主婦連合会)

各地の婦人週間



一青森地方婦人問題研究会の婦人たち

雪の中から始まった婦人週間

青森婦人少年室

リンゴの小枝が紫を帯び始めるのが、はひさまでの雪の中を朝二時に出発した。雪やけのした顔、顔、百五十人だといわれている。は予定の倍も人で、係の人々をあわてパチパチ燃える薪をさせた程だった。

リンゴをかかんで、はなはだしい貧富の隔たり、兼業なしの中心に全園婦人会議の子供の教育問題、米に頼らない食生活改善の問題、人手不足が拍車をかける労働過重など、生きるための切実な問題をひきつけて集まり、なにかを得ようとする意欲にもえていた。自由時間は、楽しみは、ただ寝るだけといった人たちも、全園婦人会議では、子供の学力も僻地だから低くても仕方がないということなく、いまままで考えてもみなかった自分の時間を作り出して、みんなが手をとって、政治をうごかす力になろう、立派な先生を、施設を開拓村にもたらそうと、とつとつとしたお母さんの発言であふれ、われる。

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。

各地の婦人週間

週間の二つの催し

新潟婦人少年室

そくとも、いつかみんながゆたかになれるよう「一人が二人に手をのばす」ことを急願したい。

（青森婦人少年室長 桐谷トトリ）

越後の女性は素直で働きもの、出稼ぎ先からはいつも喜ばれていますが、これを裏返せば自主性の無さを皮肉った言葉にも受け取れます。とはいえ戦後の解放の中で開眼された、知る、吸収しようという意欲は年々の婦人週間行事の集まりにもよく現れています。今までは一人でいるいる考え、一人で自信の持てな

二つを形を変えて持っていました。

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。



一新潟の婦人会議

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。

「高田市で行った婦人会議」

青森地方全園婦人問題研究会の青森支部、青森市を中心としたお母さんたちの発言であふれ、われる。

互に無駄ではないという話も出ました。また農科では、このようにして生み出された自由時間を休息に使う場合、抵抗は少ないが、新聞や本を購んだり、会合に出ることは抵抗が残っていて、特に年を取った夫やしゅうの中には、なまけていこうという風に見て、すぐ用をいいつけたがるものもある、これを改めるためには、家族の理解を得るための話し合いも大切だが、新聞やラジオで教育して欲しいという意見も出ました。

職場婦人の部会では、会社の都合で出勤の日があり、なかなか生活の時間割を持つことがむずかしい、何か一つ技能を身につけたい、グループ活動をしたいと思っても、途中で行きつまってしまふ、また学校の先生や保育所の保護さんも、良心的にやってくれば教育の仕事には限界がないし、工夫がたまたまといわれてもやらずにいられないから、自分の生活が犠牲になることなどが話し合われ、そのためには僅かの生活時間も大切に、お互いに他人の生活を尊重しようという真剣な話し合いが続き、また、生み出した自由時間は子供との時間にしたいと意見が一致した。また、生み出した自由時間は子供との時間にしたいと意見が一致した。また、生み出した自由時間は子供との時間にしたいと意見が一致した。

新潟市婦人会館で行なわれた婦人大会
 昨年の十一月新潟市に婦人会館が出来ましたので、これを記念して週間行事をここで開きたいという希望を生かし四月十二日、県婦人大会をここで開催しました。婦人少年室・NHK新潟放送局・県各種婦人団体・県教育委員会の共催で、会場備え付けの三百八十の椅子が足りず、ゴザを敷いた上に座り、机まで持ち出す盛況でした。この日は都市の農村・山村・職場から七人がそれぞれの立場から「私の生活時間」と題する体験発表を行ない、四人の講師を中心にしてパネル討議を行ないました。
 (新潟市婦人少年室長 増尾英子)

出て来て、一年間話し合っても問題は尽きないことを発見し、二月二十五日から地方婦人会議まで四回も会合を開き、その会から各議員二名、傍聴者も、多数参加する等、盛大でしかも内容の充実した地方婦人会議をもつことができた。晴天にめぐまれた四月十一日、甲府市県民会館大講堂で、婦人少年室・NHK主催、県婦人連合会、県教育委員会の協力を得て地方婦人会議が開催された。この日の参加者は各議員六十五名、一般参加者二〇〇名で、年齢層も二十代から六十代までの広範囲にわたっていた。
 定刻十時、NHKの林アナウンスラーの司会で開会式が型通り行なわれ、会議に入った。

会議は家庭婦人・勤労婦人・農村婦人の三部会にわかれ、パネル形式で行なわれた。各部会とも自主的な生活設計によって自分で自由時間を生み出し、自己を高め、さらに社会福祉の面にまでこの時間を活用して行こうという意見がしぼられ、前進する婦人の力強い姿がみられた。各部会の主な内容を紹介してみよう。

第一部会 家庭婦人の問題
 ここはサラリーマン家庭の主婦がほとんどを占めており、自由時間の生み出し方については大半が作るうと思えば比較的容易に作ることもできる。そこでどうしたかへ参加したくても出られない人たちのことを考えなければならぬと話し

**早くから準備された
婦人会議**

山梨婦人少年室
 今年の婦人週間のテーマが婦人連にとつて非常に身近な問題であったために、原稿応募の話し合いの時から数か所のグループに引っぱり出され、忙がしい思いをした。あるグループで、忙がしい忙がしいという自分達の生活がどんなになつてゐるか二週間の生活時間を調べてみた。いろいろの問題が

という事例も出された。また自分の修養や楽しみのみでなく社会福祉の面にも向け、自分の庭先を解放して、生活に追われていた人たちの子供をあずかり、保育所を作ったという事例も発表され、自由時間を作れない人達への働きかけとして、共同保育所を各地に設置したいという声が強くも出された。

でいきおい自由時間は、①よい仕事をし、②よい考え方をもち、③よい物を使う、④よい結論を下すことになつた。一番の問題はまず労働量を減らすこと、そのために、労働は分担しておかない、合理的な仕事の方法を生み出すことが必要、こうして生みだされたわずかな時間を有効に使うよう、そのために時間制を作り、生活のメドを立てる。これらは個人の力ではだめで家族の協力や部落ぐるみの協力で、例えばサイレンをならすなど、一定の規律をつけることだという意見も多かった。

第二部会 勤務をもつ婦人の問題
 勤務をもつ婦人たちは、社会生活の中で自由に時間設計が行なわれているの設計はたやすい。ただ一部に勤務時間が長く自分の時間をカットされているところもあり、婦人の労働時間短縮などで労働条件を改善する必要があるという意見が多かった。「なぜ自由時間が必要か」という問題については①個人の生活を楽しむ②健康管理③教養を高めるといったのが圧倒的だった。とくに休養をとってあすの仕事のための業務研究などをすることが、次のよりよい自由時間のもとになるものだという意見が注目された。

分科会の後、全体討議にうつり、各部会から出された意見をもとに活発な質疑応答が行なわれ、結局自由時間は与えられるものでなく、みずからつくり出すものという結論を出し、盛会のうちに五時閉会した。この会の模様はNHKの録音により果下に流された。
 なお第一部会議員で、例年の全国会議原稿応募者のグループに呼びかけ、私設託児所の設置を図り、室に相談に来られ、再度来室の時には既に土地を購入し、東京の優秀な託児施設の見学を申し出る等、すでに積極的な活動に移られた方達のあることを附記しておく。
 (山梨婦人少年室長 玉井英子)

第三部会 農家の婦人の問題
 ここではこれまでの内容とガラリと変わり、自由時間という時間を考える以前の問題がある、働くことがせいぜいという暇があれば手内職に時間をとられてしまふという深刻な現実が話し合われた。家事労働と農事という二重の負担が重なり、働いて、食べて、寝る以外にすることがないというのが、本音の声だ。そこ

かぞえて五回目の大阪婦人会議。昭和三十一年の婦人週間に、所感文を応募した婦人が集まり、室とBKの主催により、はじめに会議の形式で勉強をしてから、今年五回目を迎えるまで、年々ともその真りがあらわれてきました。今年もその一つとして、会議応募者の所感文は九十六通も寄せられ、とくにいままで



— 大阪婦人会議第二部会 (BK第一会議室) —

多かった勤労婦人の参加

大阪婦人少年室
 かぞえて五回目の大阪婦人会議。昭和三十一年の婦人週間に、所感文を応募した婦人が集まり、室とBKの主催により、はじめに会議の形式で勉強をしてから、今年五回目を迎えるまで、年々ともその真りがあらわれてきました。今年もその一つとして、会議応募者の所感文は九十六通も寄せられ、とくにいままで少なかった勤労婦人からの応募も多く、

合場に近い大平前公園の校舎もちらほら咲きの四月二日、大阪城の南に位置する大阪中央放送局と、向い側に昨夏新設なつた市体育館に二部会がすわかれ、都合四部会の会議が開かれました。
 会議は午前十時から十二時半まで部会。四部会は、都市の家庭、内職・商業を含む都市の家庭、農村家庭、職場と、平均二十名くらいの各議員にわかれ、活発な話し合いがはじまりました。
 第一部会は、助言者に関西学院田中園夫助教をお呼びしました。
 まず、サラリーマン家庭の主婦を中心として、自由時間の都会的な隘路から時間が比較的多くある事ができるだろうという通念はあるが、やはりそれを阻む

ものはある、夫・子供への過剰サービス、不意の来客、無自覚などがあげられました。とかく、多忙と情性と誇らぬにおわつていた家庭生活を、たのしくするためにも、バランスとハーモニーとりズムのある生活時間にきりかえていこうとの話し合いには、一日単位の国鉄ダイヤのような計画の人、一週間単位のわりふりをきめていく重点主義の人などから発表もあり、「自由時間とは一体何たるうか。私の考えていたのていのかわからなくなつた」という質問から、一しきり自由時間の意義についても議論がふつとしました。

第二部会は立命館大学坂寄教授の助言で、会議員のうち、商家の主婦と内職者二名ずつの発表からはじめられました。

自由時間の壁をどう克服していくかの問題は、商家・内職の部会だけにむつかしく、だされた意見は次のとおりです。ひとつは、ながら族の形で、ラジオをききながら内職するとか、洗濯・アイロン・御飯たきを一緒にするという工夫等、問題なのは、睡眠時間をへらすという意見で、会議員のうち八時間睡眠人は三分の一で、五時間で十分という人もあれば、せつかくの自由時間が睡眠時間にいくつむようでは、との意見もあり、若い層の八時間睡眠説、中年層は逆で対照的でした。

農村婦人を集めた第三部会では、大阪学芸大学宇佐川満助教授が助言者です。

大阪は、農村といつても純農村は少なく兼業農家が多いのですが、そのため夫がサラリーマンで、妻に農業の負担がかかっている人が殆んどです。そのうえ、最近の農業技術の発達、多角化は、主婦たちのお互いの競争をおおきく、収入は減り、労働はますます主婦にしろよせさる、やはり自由時間の壁について意見は集中しました。農村は自覚もさることながら、外的な近所などの影響が強いので、みんなで手をつないでいく、たとえば農休日をつくる運動などについて、実際に全村農休日をつくった例も多々ござい、社会的解決の大事さがあらためて確認されたのです。

第四の勤労婦人の部会は、大阪大学の大阪谷公雄教授を助言者とし、職場の問題、共かせぎの主婦の二重の負担等、もつとも自由時間の少ない人のいるのの悩みを中心に論議を展開。たとえば、勤務時間外に雑用、私用が多い、また家庭へかえつてから家事に追われ、親がかりでもない限り、とくに子供ある場合など、自由時間は、全く疲労が回復のみにつかうという現状がのべられました。この解決について話しあっているうちに個人が努力する限界が感じられ、社会的に解決——乳児保育所やおむつの洗濯会社等——の必要があるということが、強調されたのです。

こうして、会議員と各部会の傍聴者、三三〇名をこえる人びとを第一スタジオに集めた。まず農村の母親から、朝早く乳搾り・草刈り・田んぼと働き、帰れば帰るで家事労働が待ち構えていて、農具等ある程度機械化されているのに、その分だけ余計働く有様で自由時間が取れない、それで部落の女の人手と農休日を設ける話し合いを繰り返して、その実現も間近だが、障壁として農村が余りにも個人的すぎ、他人より少しも抜けぬけして隠れて働くため足並みが揃い難いと発表された。また漁村では、五時に起き、六時に市場へ行き、村から町へと行商して歩き、疲れた体で帰れば家族の夕食の支度があり、洗濯や雑物は夜の仕事として残り、全く自由時間の取りようがない、年間二百日あまり主人が沖へ出て行くため忙しく、冬と雨の日だけは出漁しないので、その間に少しでも時間を作る、また電化運動も起こしている、とのこと。

つぎに都市の母親からは、「主人が教員をしているが、自由時間が楽に取れ、読書グループを作り、NHKの婦人学級にも参加し学習を続け、教養を高めることにより主人の仕事の良き協力者となり、子供たちともマフレンチとして歩調を合わせている。また、これらの経費一切は和裁の内職で賄っている」と発表され、農漁村と都市との大きな落差を物語っていた。本県より全国会議に出席する末広さんからも、農漁村の忙しく貧しいお母さんと地道な読書グループを続け生活作文によりお互いの生活を理解し

に集め、午後の部会は一時半より開会。まず雰囲気を作りかたに、大阪放送合唱団のコーラスにはじまり、主催側として室長と放送局長のあいさつ、つづいて部会報告、全体会議にうつりました。討議の内容をお知らせする紙面もないので残念ですが、熱心な討議は予定終了時間を三十分延長したくらいです。むすびに大阪谷公雄先生の「自由時間も社会性をもつこと、もし社会を立派にしなければ、自分が時間を自由につかえない社会になるかも知れない」との助言に、一同感慨深く、あすからの生活、活動に希望をもちつつ会をとりました。

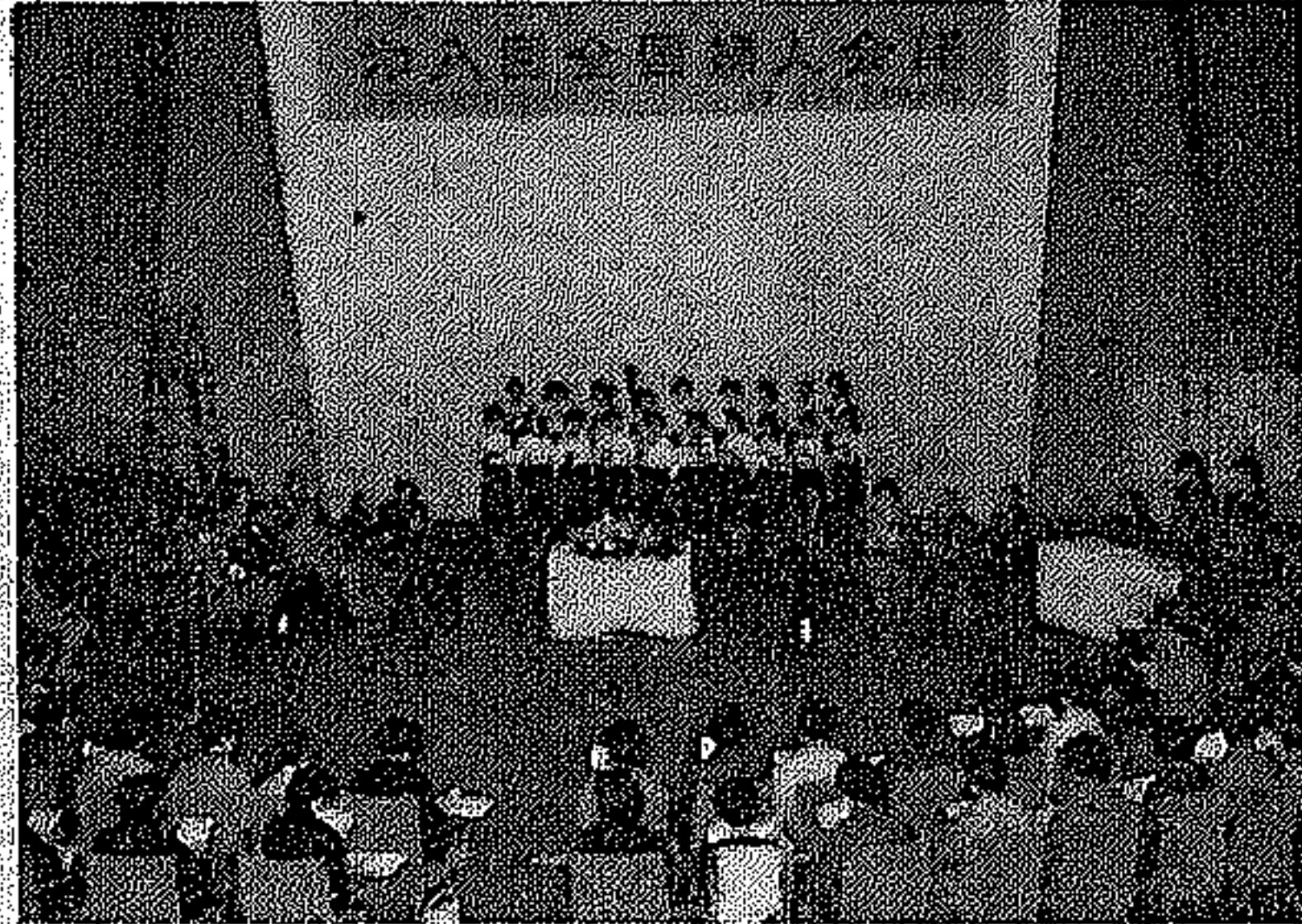
大阪婦人会議のあと、全大阪婦人団体連絡会とともに、大阪婦人大会を婦人会館で開催。今年のテーマについて調査結果や意見の発表、講師の話など、有意義かつ盛大に催したほか、室主催の南婦人のつどい、婦人労働講座も実施することになっていいます。また府婦協では、三十二郡市での婦人大会や、自由時間のつかい方アンケートもおこない、その他の団体や職場でも集会・講演会を多形にくりひろげつつあり、これらに合には室への講演依頼がひんばんで、連日多忙をきわめているとこゝろです。

こういつた府婦協の動きや、婦人月間の婦人団体と働く婦人が手をたざさえての地域集会在が三十三近の地域にわたったことなど、末端にしん透した婦人週間の

七十歳の婦人も参加

行事を、今年の待機として挙げてよいと思ひます。(大阪婦人少年室長 武部きみ子)

みかんと俳句と段々島の伊予路の春は、お通路さんの鈴の音とともにやってくる。まことに牧歌的、情緒的であるが、お母さん方の笑いも大層のどか、桃や菜種や麦の色どりに、明るい光と一緒に吸いこまれてゆく。婦人週間のポスターも美しい自然の中に融けこんでいるかのようである。リアス式の長い海岸線を持つ油村にも四国山脈を縫いながら走るバスの終点の村々にも、婦人の成長は、時の流れや、十二回という婦人週間の積み重ねなどで、家庭的にも社会的にも目ざましいものがある。多くの問題にぶつかりながらも、温暖な気候と自然に順応したり、麻痺し易い状態にあつても、よりよいものを育てようとする積極性と、不毛の地を豊かな土地に変えてゆくような忍耐と努力が続いている婦人達である。こうした婦人の心意気は、週間にさきかぎけて開いた「愛媛地方婦人会



議」にもあらわれており三好協助員は、その日の模様を次のように綴つておられる。

第八回愛媛地方婦人会議は、四月九日松山中央放送局とACCで行なわれた。愛媛の東から南から定刻にはソクソクとお母さん、職場の婦人達が詰めかけ、昨年も見かけた七十歳の婦人会員の熱心な姿も見えた。

家庭部会の席も一杯となり、職場部会も次々席が満たされた。まず家庭部会では、司会者の下に自己紹介が始まり、都市・農村・漁村の婦人、若い嫁姑、未亡人等々あらゆる婦人層を網羅して、バラエティに富んだこの会の性格を物語

っていた。まず農村の母親から、朝早く乳搾り・草刈り・田んぼと働き、帰れば帰るで家事労働が待ち構えていて、農具等ある程度機械化されているのに、その分だけ余計働く有様で自由時間が取れない、それで部落の女の人手と農休日を設ける話し合いを繰り返して、その実現も間近だが、障壁として農村が余りにも個人的すぎ、他人より少しも抜けぬけして隠れて働くため足並みが揃い難いと発表された。また漁村では、五時に起き、六時に市場へ行き、村から町へと行商して歩き、疲れた体で帰れば家族の夕食の支度があり、洗濯や雑物は夜の仕事として残り、全く自由時間の取りようがない、年間二百日あまり主人が沖へ出て行くため忙しく、冬と雨の日だけは出漁しないので、その間に少しでも時間を作る、また電化運動も起こしている、とのこと。

つぎに都市の母親からは、「主人が教員をしているが、自由時間が楽に取れ、読書グループを作り、NHKの婦人学級にも参加し学習を続け、教養を高めることにより主人の仕事の良き協力者となり、子供たちともマフレンチとして歩調を合わせている。また、これらの経費一切は和裁の内職で賄っている」と発表され、農漁村と都市との大きな落差を物語っていた。本県より全国会議に出席する末広さんからも、農漁村の忙しく貧しいお母さんと地道な読書グループを続け生活作文によりお互いの生活を理解し

なりの、無理のいかぬ自由時間がとれるよう皆で考え合うことこそ大切との結論がなされた。会議員・傍聴者を混えての活発な意見には時間を忘れ、今後地区での話し合いと手近な問題から一つでも解決してゆく地道な孤がりを約し、充実されたこの会を閉じたのである。(三好記)

ところで一般に「自主的な生活時間の設計」という目標は、自分達の生活に密着したものだけに歓迎されているが、電化の余波はどんな僻地にも波及しており、生活時間や自由時間の考え方も技術的な面のみがアツクされる傾向もある。が何れともあれ、意識が高くと定石通り集まるお母さんや職場の婦人は別として、せめて年に一度、この時だけでも、ささやかに話しあうのも婦人週間ならではの風景である。ここ当分週間の波紋は拡がり、消えないであろう。五月二十一日にも婦人週間に記念した「全国婦人大会」を松山市で開催することになっている。すべての婦人団体を網羅し、室やNHKやその他と共催のこの大会は、準備会を重ねるたびにコンクリートのような地固めとなつて、やがて五・〇〇〇名の婦人の熱と力が結果される日を待っている。忙しさを通り越して喜びに満ち溢れた今日の頃である。

(愛媛婦人少年室長 平田文子 協助員 三好けい子)



有難くない里親県

一県外に走る年少労働者一

須田み江

栃木県 ④ 栃木県 ④ 栃木県

関東平野に位置する栃木県は、農業を第一とする。耕地面積約一三六、八〇〇ヘクタール、うち水田は七三、六〇〇ヘクタールで、県中部から北部へかけて、農業規模の大きなものが多く、これらの農家の労働力は絶対不足している。栃木県の農業における年少労働者についてみると、先ず不当雇用慣行の問題にふれなければならない。

伝統的な不当雇用慣行

昭和二十三年十二月末頃、大きな社会問題として新聞紙上に取り上げられた「栃木県の児童人身売買事件」は、婦人少年局関係者にとっても忘れ難い出来事である。上野の地下道の浮浪青年が四名の戦災孤児を平石の農家に

金を取って預けたことから端を発し、とて来られた哀れな児童達であった。「柱を糸口として県内には同じ方法で数多くの子供が預けられていることが明らかになり、各新聞が「農奴制度」「人身売買」としてこれらを糾弾し、センセーショナルな社会問題へと発展していった。やがてそれが当時の総司令部の知るところとなり、更に国際連合においても大きい問題にされた。

婦人少年局は事件発端後即座に全国の婦人少年局長(当時職員室)に指示して、家庭雇用養育児童の調査を開始したのであったが、婦人少年局が数回にわたる調査報告を発表し、ある時は関係機関との調整連絡を要する等の努力の結果は、広く社会の有識者を刺激し、関係各府庁にも深い関心と、事の重大性について認識を深める契機となった。そして昭和二十六年二月には婦人少年局がイニシアチブをとり、中央青少年問題協議会に総合的

基本対策の樹立について提案し、遂に一年後の昭和二十七年二月十四日の次官会議で対策要綱の決定をみるにいたったことは関係者の記憶に新しいことである。県内には昔から、労働力の不足する農家は、幼い児童を農業雑用に使用するほか、成人後に労働力を提供させる目的で、雇用または養育する風習が行なわれてきた。これらの児童は主として東北六

果からはるる来るので、俗に「奥の子」または「桂庵小僧」と言われた。いずれも貧乏の子で家の口べらしのため連れ

て来た。坂西町では最近若人達が地元での就職を嫌って、桐生市その他へ出て行く傾向にあり、これらに「勤労婦人青少年の家」(仮称)を設置したいという動きが出ているが、時代の波は古い。たゞ、この町にもよせて来ている。

大谷石で知られる城山の大谷採石地帯は、本県の林野面積は県土の六割を占めているが、私有林の所有規模は〇・五ヘクタール以下の零細企業が九四%である。果北の那須・塩谷から上野賀へかけての山林地帯には、炭焼きや山林伐採のため一

家をあげて山から山を転々とするものが多く、年少者も家族とともに働いている。大谷石で知られる城山の大谷採石地帯は、数年前までは婦人や年少者も坑内作業をしてきた。年少者はスリ工といひ、石屑のとりかたづけ、石運び等をしていた。昭和二十八年頃、労基局に大谷の婦人労働者約百人が「職をよこせ」とむし

る旗を押し立てて陳情に来るなどあった。労基署の指導も困難をきためられた。今日では婦人や年少者の坑内労働は全くかけをひそめたとき、地下三五〇尺から四〇〇尺のたて穴から掘り進んだ穴の中で石工は鶴嚙を振り、くさ

びを打ち込み、石を切り起こしている。明治初年からの乱掘りによって、大谷の町の三分の一はいつ落ちるかも知れないと

さえ言われ、地底の塵埃はオートレースが出来にくいといひ、落盤事故も跡を絶たない。昨年七月、事務連絡に坑内

へ入った十七歳の少年は突如として起った落盤事故で、地底深く石山の下にその一生を終ってしまった。夏なお冷気肌をさす地底では、男達は例外なく焼酎をあおっては鶴嚙を振るといふ労働のしかたで、生活は極度に貧しく、こどもも貧

乏の生活をせざるを得ない。識者の言葉をかりれば「三和地区の貧困が、働けど働けど果にならざり」の型であるのに対して、大谷の貧困は生活費計の貧しさと向上心の欠除に原因している。給料の前借の悪循環と、お通い制度

によって掛買が出来た生活の安易さが労働意欲を減じ、子供を不幸におとし入れ



一トリコトト國の登録中の子少年少者一

足利市は関東屈指の工業都市、遠く奈良朝時代から織物の産地として知られているが、最近絹織物は斜陽産業の傾向を示し、これに代ってトリコット、メリヤ

ス・婦人子供服等が製造されるようになり、遠く海外にも輸出されている。製造業の七割が繊維関係事業所であり、従って商業部門でも、これらの製品を取り扱

う繊維問屋・買次店が多く、この中に年少労働者の大多数が働いている。経営の合理化、設備の近代化を誇る有名大工場には約一〇〇名の年少者を交えて六〇〇名近くの婦人労働者が働いてい

る。モダンで明るい寄宿舎も福祉施設としてはなみなならぬ配慮のあとが窺わ

れる。金品を受ける場合とある。労働条件もはつきりしないままに、その定着率も極めて低い。本人がその職を嫌って暇を

金品・機械製造業等の大企業には少数ではあるが比較的めくまれた条件のもとで

全員定時制高校へ通学しているものもある。また職業訓練所に入所する中学卒業生も次第に多くなっている。特に

本年は職業安定機関の斡旋によって中学卒業生の両毛地区のトリコット・メリヤ

ス機械金属業等の中小企業への就職が多

く、県南の通信器工場への集団就職が行なわれたことなどは見逃がせない。

これは県知事以下関係者が完全地元就職の線を出したための成果である。が、しかし何と言っても本県は京浜地区との往來が激しく、東京在住の県人は数十万人と言われ、これらが私設職業紹介的な役目をなして、東京へ、東京へとあ

れるが、この工場に働く県人はごく少数で、そのほとんどが新潟・長野・東北地方の出身である。県人が女工寮史の昔を知りつくしており、そのため地元から労働者が得られなかったであろう。

足利市隣接の坂西町三和地区は農耕地帯であるが、小規模はたゞの密集地でもある。この土地の人の職業にかける夢は大きく、三月に一月は機械を持つと言われ、約一三〇戸が労働者を使用しているが、いずれも五人未満の事業所であり、労働者は近隣の家庭の主婦が多い。この人達も大部分が何年か何十年前に東北地方から雇われて来た人達である。「立派に嫁入りさせる」という条件で、この

約束のため雇主の好意(?)で結婚するが、男子の平均収入が女子のそれよりも低いこの土地では世帯を持ってそのま

ま働きつづける。こうした他からの移住者で三和の人口は殖えてきたが、耕地は少なく、機械を持って失敗した人達を含めて男子の約三分の二近くが農耕・日雇

・出稼ぎであるため、一般に生計は貧しく、そのしわよせは児童にかざされ、農耕に、はたおりに、子守に働くものは多く、長欠児童もまた多い。八歳の児童が孤児となつて、土地に身寄りのないままに母親の雇用先に引き取られたが、養

てもらうがために、通学もさせられず年中無休で早朝から夜更けまで糸繰りをさせられていたという昭和の現代に信じら

れないような話もある。

最近の年少労働者の状況... 県内の雇用量は最近目立って増加しているが、これは消費部門、サービス的なものに多くなつたことによる。これら部門への年少者の就職も職業安定機関の利用によるものは少なく、多くは親

縁故就職で、本人の希望・適性等については考えられていない。親が就職先から

を絶たない。昨年七月、事務連絡に坑内

を絶たない。昨年七月、事務連絡に坑内

を絶たない。昨年七月、事務連絡に坑内

一つのこころみ

—商店主婦の婦人学級—

高崎節子



—主婦を前にお話しする筆者—

東京都で住込みの年少少女のめんどうをみていた。年少労働者千二百人もお願ひしたのだったが、この間に背戸さんのかけの力が大きかったことはいうまでもない。なお、背戸さんの本業は帽子屋さんである。六十店を会員とするこの商店街の主婦のうち五十名近くが開校式に参加した。こうして商店主婦のための会合の呼びかけは始めてでもあり、午後七時という夕方の中途半端な時間が懸念されたが、出足は非常によく、私も教委へ顔がたつたわけであった。肉屋さん、果物屋さん、呉服屋さん等々、とにかく、私達の日常の消費生活になくはないお店の主婦が、一堂に勢揃いしたのである。商店の繁栄のために、私達主婦はどんなことができるか、という勉強テーマは、店員さんがすぐやめてしまおうか、子供と店員さんとの区別についてとか、デパートにお得意さんをとられるとか、一斉休業がくずれるとか、たぐさんの苦情と心配ごとを開校式のはじめに、持ち出してもらったので、こうした問題の頂点と大すじを商売繁栄と主婦の力の

出し所というところにして、その目的を達するために解決しなければならぬ絶対的なものとして、発表された苦情や不安を、それぞれのグループにわかれて話し合っただけで、さういふことに自然に開校式は流れていった。

いよいよ第一回の日になってみると、定時の七時に全員出席、てきぱきと三つのグループにわかれて、盛んな意見や感想や、経験の発表があり、そのはつらつと、元気なことはサラリーマンの主婦、事業者の会とは、全く異質の感である。やはり、自分自身、商人として店の経営に参加している、その自信のあらわれであるか、と考えられた。

店員の使い方、商店主婦の自分の時間の生み出し方、この街からお得意様をデパートにとられないためには、と、グループはわかれて、それぞれ、文字どおり、ケンケン、カクカクで、まったく助言者の助言のすき間などはない有様であったが、回を重ねてゆくうちに、店員不足の問題、定着性の問題などに話し合いが自然のうちにすすめられ、よき店員を得ること、さらに、その店員の定着ということがどのように商店の主婦と大きな関連を持っているか、などが、一枚紙をばぐように彼女達自身に考えられるようになり、最終回の頃には、店員、わけて、年少店員の問題についての認識をはっきり皆がつかみ、主婦のはたす商店繁栄のための役割は、まず店員の

めんどうを主婦がこまめにやさいいこと、若い店員の頼みを主婦がよく知り、その希望がかなえられるように、主婦が手をつないで商店街の組織に働きかけること、などが確認された。

年少住込店員や、商店街会、その店員体の、明るい近代的な前進というものは、商家の主婦の手にあり、心情にあり、皆、はこりと、自信に満ちたおもしろい、婦人学級の最後をかざった。お客へのゆきと、いたさ、サービス、税金問題、社会保険問題、労働条件、労働基準法、など、この二十時間の婦人学級でサービス街の主婦は、多くのものを得、店にとじこもったままの変化のない、しかも追いまわされる生活から、みんなと話し合うことによって、問題のありどころをとらえ、将来の生活に希望とほこりを持つことになった。

主婦も店員も自分の時間を少しでもほしい、という話し合いから、彼女達は閉店を九時にと意見のべ、そのうち九時として、午後九時から十時までのお客は一日を通してみた場合全く問題にならない、と、むしろ、こういふこと、電灯をつけているロスの方が大きく、さらに、主婦や店員のむだな待機は、馬鹿々々しいものだとの極論も出た。

なお、彼女達の中の数名は、婦人週間の東京会議に出席、堂々と、商店主婦の自由時間を論じたことを附言しておく。

—東京婦人少年室長—

資料室

年少労働者福祉員

その後

一、今日までの福祉員制度のあゆみ

昭和三十三年五月以来「年少労働者福祉員」の設置をすすめてきましたが、各婦人少年室の努力によって、最近全国的にこの制度に対する理解がふかまり、中小企業団体は、「年少労働者福祉員」が置かれるようになってからすでに一年半あまりになりました。

そして今年四月一日現在では、その数は二、六七七名にのぼり、また福祉員の活動は次第に活発になり、福祉員の設置と活動の活発化の傾向はさらにたかまつてゆくものと思われまふ。

昨年以來、設置された年少労働者福祉員に対しては、婦人少年室長の進捗によって、労働大臣から「年少労働者の福祉増進に寄与するよう期待する」旨の、奨励状が交付されているのは、既報のとおりです。

最近、福祉員活動は、地域的な実情を考慮合わせながら、それぞれに次第に活発となり、いろいろの成果をあげていま

すが、全国の福祉員活動をさらに一層促進する一助とするために、東京・愛知・大阪・福岡の四都府県にそれぞれモデル地区を設け、まずその地区の福祉員活動を活発にすすめることとしました。

この趣旨にもとづいて、現在、東京四地区、愛知二地区、大阪一地区、福岡二地区のモデル地区がもうけられ、それぞれ特色のある活動を計画しています。

このモデル地区でおこなわれる福祉員活動の結果は、全国の福祉員活動の参考として提供することにしています。

モデル地区の指導方針としては、年少労働者福祉員を各室長が指導することに

よりその成果を上げるようにとりすめるわけですが、そのため婦人少年室は、

地区の事情を十分に考慮にいれ、一般の中小企業団体には、モデル地区で行なう福祉活動の計画に理解をもとめ、一方関係機関、団体には計画に対して積極的な協力を援助が得られるように依頼して

実施を促進します。

また指導の重点は、さしあたり余暇の

善用を重点的にすすめますが、その他、保健衛生・生活相談・職場の人間関係に關することなど、どれを取りあげてもよいこととしました。

さらにモデル地区の福祉員活動については、特に広報活動に力を入れ、モデル地区の発足をすると、記念の行事などを催して、モデル地区としての地域の関係者の意識を高めさせることにつとめ継続的に広報活動を行なう。モデル地区の中小企業団体に誇りをもたせ、同時に、年少労働者の自覚をうながし、一方他の地区へのモデル的な効果を發揮するように努力することとしました。

このモデル地区の福祉員活動は、各地区ともそれぞれ継続的な計画を立てて実施にうつしてまいりますので、今後ますます特色のあるよい結果がみられるであろうと期待されています。

また各都道府県では、福祉員活動にいろいろと地域にあった結果がみられますが、福祉員制度が発足してから、昨年十二月末までの一年七か月間に、婦人少年室の主催した年少労働者の福祉推進のための懇談会は全国で四六一回にわたって行なわれ、その他の機関の主催したもの二五六回とあわせると七一七回になり、これは一都府県あたり平均約一五回にわたって行なわれたことになっています。

また、「年少労働者福祉連絡協議会」

(地域的に関係ある事業主、労働者等の代表、婦人少年室協働員、商工指導団体の代表、教育関係者、婦人団体の代表、事業主の主婦の代表をふくむ)は四二都府県に設置されていますが、延二五五回にわたって開催され、福祉員活動の方向づけや福祉計画の立案、実施上のあい路の打合せ等、いろいろの角度から福祉員活動が助長されるように福祉員を援助し、また地域的解決を必要とする問題については、特に力を發揮しています。

二、今後の方針

中小企業団体の年少労働者の福祉増加をはかる方法として、今後も福祉員制度の積極的な推進をはかることはいままでもありませんが、すでに設置をみました年少労働者福祉員については、つよくその實際活動を行なうために援助することが必要ですので、三十五年間の推進の方針としては次のような考え方で業務をすすめることとしました。

(1)年少労働者福祉員の設置について

各都道府県の年少労働者福祉員の設置については、いままでどおり推進することとしますが、各都道府県の実情によく即して制度をすすめることが効果的ですので、引きつづき重点的に必要性を十分に考慮に入れて設置を勧奨することとしました。

特に福祉員の設置されていなかったり少ない府県については、原則として、さしあたり一地区(例えば室の所在地)を強力に推進することとします。また、各都道府県の福祉員設置の努力目標として、道府県内の中小企業団体の一割を目標として掲げることとしました。

○年少労働者福祉員への援助について

第一には、いままでに設置されている年少労働者福祉員に対しては、今後は一段と積極的な協力と援助を行ない、福祉員の自主的な活動を促進することが大切です。主として都道府県の婦人少年室の所在地に、特別推進地区を設け、これに重点的に関係官公庁その他の援助と協力を集中的に行ない、福祉員の活動の成果を上げるようにつとめることとしました。

第二には、福祉員に対する協力、援助の方法として、福祉員講習会の開催、福祉員活動打合せの開催および広報活動の実施があげられますが、婦人少年室は年少労働者福祉員との連絡をよくとって、地方の状況によくあわせて、室の協力援助を十分におこない、福祉員活動が具体的に年少労働者の福祉をたかめるようにつとめることとされています。

福祉員講習会の開催について
 (1)モデル地区の設けられている都府県については本省の直接の指導によっておこなうこととします。
 (2)ほぼ五十人以上の福祉員が設置されている府県では、講習会は婦人少年室が指導して行なうこととします。
 (3)その他の府県については、(2)のべたものに準ずる講習会では懇談会を任意に開催することができるとともに、福祉員相互の連絡打合せを密に図り、その活動を推進するために全国都道府県において福祉員打合せを開くことを指示しています。

三、最近福祉の活動

○東京

(1)東京都の台東区商店街では、集団求人の受入れ態勢の整備のために福祉員が努力を重ねており、季節的なレクリエーションを実施して店員の見聞をひろめることとつとめ、とくに労働条件の整備に完璧を期して店員の福祉対策研究会、就業規則作成研究会の開催などを実施し、進歩的な商店会としての努力をかさね、東京合羽橋商工協同組合では、組合事務所二階に店員ホームを作り、休日には終日ゆっくり手足をのびして過ごせるようになっています。また、図書館・田舎・将棋・映画会等を行なうほか、講演会を開催し、また、将来は店員の宿舎・娯楽設備を作る予定を立てています。また年少労働者に対して、休日区に区立体育館が年少労働者のために開放されるように要望し、三四年八月には台東区福祉連絡協議会を発足させました。

○福岡

(1)福岡市では商工会議所が中心となり、店員の質の向上と福祉の増進をはかるため、定期的に店員講座を開催することとし、また商店主婦のセミナーを実施しました。

○大阪

(1)大阪繊維製品共同販売所連合会では大阪市立家政大学運動場において秋期の運動会を開催しました。
 (2)松尾町筋商店会では映画会を連続的に開催するとともに、図書館の回覧をはじめ、一方青年会を発足させました。
 (3)梅田繊維卸商連合会では、使用人四人以下の商店も健康保険に加入するように奨励して、殆んどそれ加入させました。
 (4)店員のつとめを福岡市で開催して、

ている府県では、講習会は婦人少年室が指導して行なうこととします。

(2)また千代田区の福祉員は、地区の産業として、中心が製本業であるところから、とくに多くの年少労働者が雇用されていますが、ここでは法律以前といった前近代的なさまざまな問題にメスを入れ、労働条件の改善のために業者の啓蒙につとめ、明らかな環境をつくり上げるように努力しています。

○長野

(1)岡谷市では店員親睦会が前事研究会を開催し、また教養講座を講義し、野球大会等を実施しました。
 (2)小諸市商店従業員のための講習会を開催しました。
 (3)松本市では年少者のレクリエーションを実施しました。
 (4)飯田市では、日帰りバス旅行、映画観賞会の実施、店員・工員の優良者の表彰を実施しました。

(2)また千代田区の福祉員は、地区の産業として、中心が製本業であるところから、とくに多くの年少労働者が雇用されていますが、ここでは法律以前といった前近代的なさまざまな問題にメスを入れ、労働条件の改善のために業者の啓蒙につとめ、明らかな環境をつくり上げるように努力しています。

(3)東京の北千住電車通りサービス会では福祉員活動モデル地区として活動をつづけていますが、新卒の労働力の減少の傾向に対処する方法として、店主の教育が重要であるとの見解から、商店街事務所を会場として、店主教育を実施し、また、福祉員活動のPRとして放送をも行ないました。

○福岡

(4)自由ヶ丘商店連合会ではやはり福祉員活動モデルですが、青年学級を開設して実務および社会科学等の勉強につとめており、公休日にはレクリエーションを実施をはかり、次期の東京オリンピック開催を見込んで商業英語を講義し、一方、野球チームを育成し、駒沢球場を練習場として借用して青少年の明朗な保護育成に努力を重ねています。

○大阪

(1)大阪繊維製品共同販売所連合会では大阪市立家政大学運動場において秋期の運動会を開催しました。
 (2)松尾町筋商店会では映画会を連続的に開催するとともに、図書館の回覧をはじめ、一方青年会を発足させました。
 (3)梅田繊維卸商連合会では、使用人四人以下の商店も健康保険に加入するように奨励して、殆んどそれ加入させました。
 (4)店員のつとめを福岡市で開催して、

店員の教育を中心に福祉員について懇談しました。
 (2)商店主婦の懇談会の開催を援助しました。
 (3)八幡市 三十四年十一月に荒生田地区に五人の福祉員が生まれ、月二日制の定休日が実施され、余暇善用の問題にとりくみましたが、早速運動会を催して関係者によるこぼれています。

○佐賀

(1)佐賀市商店街では、
 イ、店員講座の普及と徹底をはかっています。
 ロ、野球、その他のスポーツの奨励、グループの育成、指導を実施しています。
 ハ、事業所内文庫の設置をはかっています。
 ニ、見学・慰安会・旅行等の計画実施を行なっています。
 ホ、映画 観賞割引券の発行に努力しています。

(2)唐津市商店街では福祉員が「働く年少者のつとめ」に積極的に協力しています。
 (3)伊万里市商店街では福祉員がコロシアム等のグループ活動を育成、指導しています。
 (4)武雄市商店街では福祉員が中心となって次のようなことを行なっています。
 (イ)スポーツ等の奨励により余暇の善用を

はかっています。
 (ロ)労働時間等労働条件の向上に尽力しています。
 (ハ)長崎 長崎市では、一福祉員の私財の寄附

○長崎

(1)長崎市では、一福祉員の私財の寄附

求人難と職業訓練

アメリカの二、三の例について

今年の中卒の就職の希望者は、どこでもひびびりださなかった。若くは活気あふれた産業界は、大量に求人を出したけれど、卒業生の方は、いわゆる終戦っ子で、その数が昨年より十八万人近く減っており、一人の卒業生に対して、求人一人強、事業主の間では、年少少女の奪い合いだった。

ところで、海の向うのアメリカでも、やはり悩みは同じで、最近の調査によると、失業率の多い地方においてさえ、雇用主が必要とする人を雇うことは難しくなっており、労働者をめぐって企業間の競争は、今後ますます激化する傾向にあるようだ。こうしたことから、各企業は、最も確定した人力の供給源である十代の年少少女に目を向け、その職業訓練に熱を入れてきた。

ことに、多くの会社では、有能な生徒を科学者や技術者に仕向けようと、種々の

により、憩いの家「若葉」を建設し、年少者によるこぼれています。
 (2)諫早市商店街では、懇談会の結果、理美容業に働く年少者間にグループ結成の機運がみられ、福祉員はその相談相手として尽力しています。

計画をすすめている。その一つが、技術者を学校に届けて、科学の講義や実験を受けもたせるものである。そして、生徒に会社の研究設備などを見学させて、実際に働いている科学者たちといっしょに過ごさせる。こうして会社の人がクラスを担当している間、先生は工場でゆっくり勉強をすることが出来る仕組みになっており、効果をあげている。

このほか、JETSクラブ(Junior Engineering Technical Society)というのがある。ここでは、ハイスクールの生徒に、専門家の監督の下に、サイクロトンや、太陽炉、電車で働く機会を与えている。また、多くの会社では、形式や期間、程度等の差こそあれ、それぞれ必要に応じて、職業訓練の機会を与えている模様であるが、これらは、わが国でも一部の企業で、すでに行なわれているものであるから、割愛する。

(The American Child, Vol. 41, No. 4より)

ILO三十回条約適用専門委員会
 会で年少労働者条約の適用状況
 などを審査

ILO第三十回条約勧告適用専門委員会は、三月二十一日から四月二日までジュネーブで開かれ、十六名の専門家が参加した。そして、国際労働総会がこれまで採択した条約および勧告について各加盟国がどのような措置をとったかに関する各国の報告を審査したが、今回はとくに理事會によって指定された年少労働者(工業)に関する条約の適用状況が取り上げられた。その内容は最低就労年齢、夜業禁止、身体検査等であって、各国の実施状況が審査された。委員会の調査は百をこえる諸国および諸地域にわたる広範なものであった。

まず、最低就労年齢について、委員会は、学校終了年齢と最低就労年齢との間の密接な関係を強調した。

またこの問題に関する調査報告の中で諸国における法定の最低就労年齢と義務教育終了年齢との比較を行なっている。委員会は「一般的結論として、ILOの基準は、それが加盟国を拘束しようとするうでなからうと、年少労働者の保護措置を計画し実施しようとする多くの国々を援助した。そして過去四十年にわたってさまざまな国々で国内的にも国際的にも進歩がみられるよう規範を定めてきた」と

労組婦人のページ

二つの働く婦人の集いから

一九五六年、第三回婦人月間を端を...

第一回全国婦人の集い

四月十六、十七日の二日間、東京の全...

第五回働く婦人の中央集い

四月十七、十八日の二日間、東京の青...

銀行

事務部門の合理化で...

電力会社

組合幹部でも女子の...

海運会社

女子の定年二十七歳...

婦人界の動き

婦人界の動き

(二月十一日三月二日)

十日 売春対策国民協議会では新規学卒...

十一日 売春対策国民協議会の主催によ...

十二日 日本学士院では、昭和三十五年...

十三日 東京基督教女子青年会では二月...

准することに反対する「旨の反対声明...

十八日 昨年十一月末、東京都公衆浴場...

また東京都地城婦人団体連盟でも一...

二十三日 全国漁業協同組合連...

換が行なわれた(於東京)

労働時間の実質的短縮の要求を出し、休憩...

時間を倍にすることに成功した、その後...

公共企業体

今年度の交換手新規採...

時計製造会社

女子の採用が増加し...

三田庸子氏

が落成し、関係者が集ま...

また全国漁業協同組合連合会及び全...

二十四日 都議の歳費値上げに対し、日...

また主婦連合会の常任委員会でも都...

二十五日 補導処分を受けた売春婦の保...

二日 日本婦人有権者同盟と理想選挙普...

第八回全国婦人会議応募者の状況

第1表 応募者の状況

区 分		応募者数
総 数		2,149
年 令	20歳~24歳	174
	25歳~29歳	240
	30歳~34歳	293
	35歳~39歳	390
	40歳~44歳	313
	45歳~49歳	316
	50歳~54歳	202
	55歳~59歳	78
	60歳以上	49
	不明	94
学 歴	卒大	211
	卒卒	90
	卒卒	140
	卒卒	895
	卒卒	173
	卒卒	61
	卒卒	138
	卒卒	65
	卒卒	71
	卒卒	305
職業	りし明	959
	りし明	231
内職	りし	317
	りし	1,832
配偶者の有無	計別婚明	1,659
	計別婚明	329
	計別婚明	82
	計別婚明	172
子供の数	計	75
	計	161
	計	1,584
	計	268
公職等	明	232
	明	333
所属団体	明	101
	明	351
その他	りし明	1,648
	りし明	272

第2表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数

都 道 府 県 名	応募者数	話し合い参加者数
総 数	2,149	10,113
北海道	138	385
青森県	43	198
岩手県	34	164
宮城県	58	286
秋田県	29	457
山形県	32	300
福島県	36	84
茨城県	25	77
栃木県	17	78
群馬県	33	32
埼玉県	20	61
千葉県	25	243
東京都	77	189
神奈川県	44	356
新潟県	56	257
富山県	48	238
石川県	40	180
福井県	31	180
山梨県	35	192
長野県	54	347
岐阜県	62	238
静岡県	34	146
愛知県	64	302
三重県	36	185
滋賀県	21	166
京都府	60	206
大阪府	95	338
兵庫県	71	299
奈良県	25	140
和歌山県	42	144
鳥取県	52	208
島根県	39	327
岡山県	65	308
広島県	81	364
山口県	37	264
徳島県	29	127
香川県	29	115
高松県	61	308
愛媛県	21	139
高知県	69	466
福岡県	31	169
佐賀県	50	142
熊本県	62	147
大分県	51	174
鹿児島県	70	269
沖縄県	37	123

働く婦人の知っておきたい法律問題

働く婦人が知っておきたい法律 ④ 産前産後の休暇は実際上 どのようにとればよいのか

女子労働者が出産をするに際しては、産前産後にそれぞれ六週間の休暇（産前六週間は請求権に基き、産後五週間は強制的休業）が与えられるという事は、誰でもが知っていることですが、実際にどのような形で与えられるのかということについては、あまり知られておりません。そこで今回は、法律の規定が実際どのように運営されているかを考えてみましょう。

労働基準法第六十五条は、産前産後の休暇について次のように規定しています。「使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。」

使用者は妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならぬ。これは母性保護の見地から、女子労働者の産前産後について特別の休業期間を設けるとともに、妊娠中の女子が就業しようとするに際しては、軽易な作業に転換させることを求められているのです。法律の規定は、一見きわめて明瞭です。

産日を基準として計算することになるのは、産後の六週間（但し、最後の二週間は選択的休業制限期間になるのです）は、産前産後の期間に關係なく、産後休暇として取扱われるべきであって、この例で就業規則上残っている産後三週間は、経過した後の休業期間についても、六週間の範囲内で、産後休暇として取り扱われなければならない。

しかし、実際の取扱いに当たっては、いろいろ微妙な問題が発生するので、これをいくつかの具体的な事例について考えてみる方がわかりやすいと思います。

一、六週間以内に出産する予定の女子が産前の休業に入ったところ、予定の出産日より遅れて分娩し、結果的に六週間をこえて休業した場合に、その超過した日数についても産前休暇として取扱ってよいのかどうか。

また逆に、予定より早く分娩した場合に、産前産後に入る前に、既に休んでいた期間を事実上休んだ期間と通算して六週間となるような取扱いを爾後にしなければならないのかどうか。

第三問は、人工流産が労働基準法上の出産に該当するかどうか問題です。労働省の解釈例規では、出産とは、妊娠四か月以上（一か月二十八日として計算する）の分娩たとされています。従って本問のように、妊娠中絶であっても妊娠四か月以後に行なった場合には、産後休暇を請求する権利があるわけでは、ありません。

使用済みは妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならぬ。これは母性保護の見地から、女子労働者の産前産後について特別の休業期間を設けるとともに、妊娠中の女子が就業しようとするに際しては、軽易な作業に転換させることを求められているのです。法律の規定は、一見きわめて明瞭です。

二、女子教員の産前産後の休業が、就業規則によって「産前産後を通じて十四週間」と定められている場合の例であるが、常に身体も弱く習慣性早産という医師の診断書によって出産予定日より早く産前休業に入った者が、出産した時は既に産前休暇を約十一週間過ぎた時、従って規則によれば産後休暇は約三週間残るのみである。この場合に産後三週間を経過してなお休業しているならば、労働基準法第六十五条の範囲内において産後休業とみなさなければならぬか。あるいは欠勤と扱ってよ

第三問は、出産が予定どおり行なわれるかどうかは、個人個人によって非常に差があることから、就業規則で「産前産後を通じて十四週間」と定めて、その間の調整をはかっている場合に、本人が調整に失敗してしまつた例です。労働基準法上の産後六週間は現実の出産日を基準として計算することになるのは、産後の六週間（但し、最後の二週間は選択的休業制限期間になるのです）は、産前産後の期間に關係なく、産後休暇として取扱われるべきであって、この例で就業規則上残っている産後三週間は、経過した後の休業期間についても、六週間の範囲内で、産後休暇として取り扱われなければならない。

この場合既に産前産後として与えられた十一週間から三週間を差し引くことが許されないのはもちろんです。第三問は、人工流産が労働基準法上の出産に該当するかどうか問題です。労働省の解釈例規では、出産とは、妊娠四か月以上（一か月二十八日として計算する）の分娩たとされています。従って本問のように、妊娠中絶であっても妊娠四か月以後に行なった場合には、産後休暇を請求する権利があるわけでは、ありません。

女子の就業者数と完全失業者数 (1959年12月)

一人一か月平均現金給与総額 (1959年12月)

Table with 6 columns: 産業別 (Industry), 女子 (Women), 男子 (Men), 男女計 (Total), 女子雇用率 (Women Employment Rate), 女子の前の年同月との比較 (Comparison with previous year). Includes sub-tables for '就業者' (Employed) and '完全失業者' (Completely Unemployed).

注) 1) *印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。 2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を用いたものからなる。表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。一総務省統計局労働力調査一

一労働省労働統計調査部 毎月勤労統計調査一

婦人少年局ニュース

再び国連婦人の地位委員会の委員国となる

日本は昭和三十三年以来、国連婦人の地位委員会の委員国としてこれに参加しているが、今年末で三年間の任期が終了する。谷野局長が代表候補者として再立候補の手続をすすめていたところ、第二十九回経済社会理事会において、四月二十一日に行なわれた選挙によって、アルゼンチン、オーストラリア、中国、チェコスロバキア、フィリピンとともに、再び委員国に選ばれた。

第十九回婦人労働問題研究会

四月二十一日、婦人少年局は「働く婦人の地位を高めるため」という研究課題のもとに、労3、使3、学識経験者4計十名の構成により、研究会を開催した。

会議は、まず、職場における婦人の地位と問題点について各議員より研究報告があり、母性保護は働く婦人の地位を高めるうえにどのような影響を与えるか、技術革新は今後の婦人雇用にどのような変化をもたらすか、及び、婦人の賃金の改善をはかるうえに従来の短期不熟練労働をどう考えるべきか、という点から婦人の地位及び婦人労働問題の研究討議を行なった。

全国産長会議の開催について

婦人少年行政の円滑な推進をはかるため、昭和三十五年五月一日、印刷 昭和三十五年五月五日、発行 婦人と年少者 第八巻第五号 定価 五十円 千四百円 編集人 久米 愛子 発行人 平林 たい子 印刷所 東京都文京区小日向一丁目一番地 印刷人 網野 栄

Table with 4 columns: (1) 書名 (Book Title), 著者 (Author), 発行所 (Publisher), 巻号発行年 (Volume/Year). Lists various books on marriage, divorce, and women's issues.



日本濾過器株式会社

東京都世田谷区玉川等々力町 3-19

電話 (701) 1161~5

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十一年五月五日発行
(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第八巻 第五号)

定価五〇円

(送料四円)

楽しいお買物の 散歩道!



地下鉄からも メトロプロムナードからも
便利な伊勢丹は
若い女性…CGの楽しいモードが
いっぱいそろっています



新宿
伊勢丹
電話 (369)1111大代表